

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
-

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎

18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

19番 佐久間 茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革 推進課長	宮内 敏之	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
税務課長	伊藤 義一	市民生活課長	遠藤 泰子
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	在田 浩治
健康管理課長	遠藤 茂樹	社会福祉課長	椎名 隆
子育て 支援課長	石橋 方一	高齢者 福祉課長	赤谷 浩巳
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	多田 一徳
建設課長	加瀬 博久	都市整備課長	栗田 茂
下水道課長	丸山 浩	会計管理者	多田 英子
消防長	川口 和昭	水道課長	宮負 亨
庶務課長	杉本 芳正	学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫	体育振興課長	柴 栄男
監査委員 事務局長	高野 久	農業委員会 事務局長	向後 秀敬

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（伊藤 保） 日程第1、議案質疑。議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について質問いたします。

最初に、83ページ、委託料のキャラクターデザイン作成業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、213ページ、委託料の鳥獣駆除委託料について、これも具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、229ページ、工事請負費のカメラ設置工事について、その設置場所と台数についてお伺いいたします。

次に、249ページ、今の229ページと同じく工事請負費のカメラ設置工事についてですが、所管の課が違うかと思いますので、こちらは具体的な内容についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 83ページのキャラクターデザイン作成業務委託料ですけれども、具体的には、イメージアップキャラクター「あさピー」の啓発用グッズなどを製作するための委託料となっております。

主なものとしたしましては、クリアファイル、缶バッジなどの啓発物や着ぐるみ、ぬいぐるみなどとなっております。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 213ページ、鳥獣駆除委託料について回答いたします。

有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、銚海猟友会に委託をしている業務でございます。

内容は、カラスやハト等対策の銃器を使用する駆除業務に51万9,330円、この駆除の巡視業務に13万670円、イノシシ対策のわな等を使用する駆除業務に100万円、イノシシを捕獲したときの止め刺し・処分9頭分に9万円、合わせて174万円となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えします。

229ページのカメラの設置工事ということで、こちらにつきましては当課で所管しております海岸駐車場に、防犯の目的からカメラ4台を設置したところでございます。

設置場所につきましては、飯岡の萩園公園のレストハウス前の駐車場に1台、それから海岸の駐車場に1台、同じく矢指ヶ浦の海岸の駐車場に2か所1台ずつつけまして、計4台でございます。

こちらにつきましては県の防犯カメラの設置補助事業の補助金を受けて設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） （4）、249ページのカメラの設置工事についてお答えいたします。

この工事は、公園内の安全対策のため、防犯カメラの設置が必要と認められる箇所について、千葉県市町村防犯カメラ等設置事業にて防犯カメラの設置を行ったものであります。

設置場所は、旭文化の杜公園東側トイレ付近1台、旭スポーツの森公園トイレ付近、東側

駐車場1台ずつ、海上コミュニティ運動公園遊具広場付近に1台、三川ふれあい公園トイレ付近に1台で、計5台でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、83ページのキャラクターデザインの作成業務委託料のことについて再質問いたします。

ぬいぐるみとか缶バッジとか、いろいろそういったキャラクターグッズで397万7,427円ということなんですけれども、ただ単にその金額は全部そういったグッズだけのものなんですか。それとも、去年、前年が全部売れ終わっちゃって、また新たに作るとかそんなんじゃないか。新たに去年も終わって在庫とかは考えなく、また次々作っているということですかね。

あと、鳥獣駆除につきましては分かりましたので、あと一般質問のほうで、私、行いますので、そのときにまた詳しくしたいと思います。

229ページの工事請負費、カメラ設置工事については、これ二つの課に関わっていますけれども、それは一つで行えないのか。ちょっと何も分からない素人なのであれなんですけれども、二つに同じようなあれで分かれているんですけれども、カメラについては、確かに防犯とかの面で、設置台数が多ければ多いほどいいと思いますので、そういった点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） キャラクターデザインの委託料につきましては、内容を申し上げますと、着ぐるみが106万9,200円、ぬいぐるみが600個で178万2,000円、クリアファイルが1万枚で29万520円、缶バッジが3,000個で18万4,680円、啓発用の品入れ袋が1,750枚で18万2,277円、その他46万8,750円となっております。

それで在庫があるうちに毎年毎年作るのかというご質問に対しましては、在庫はある程度もうなくなってきた状態で発注をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

現在の防犯カメラにつきましては、今回は所管する施設ごとの担当課で設置したということでございます。ただ、頂いている県の補助金につきましては、これは一本化して申請をして

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） そのキャラクターデザイン作成業務委託料につきましては分かりました。着ぐるみでだいたいのあれが使うということですよ。その着ぐるみというのはもう古くなつての取替えですか。それとも、新しいうちのあれなのか、ちょっと分からないんですけれども、何かだいぶ軽く作るのにお金がかかるという話を私も聞いていますので、そのくらいかかるのかなと思いますけれども。着ぐるみなんか、子どもさんとかいろんなイベントなんかで、今年になってからイベントはことごとく中止になっていますけれども、イベント等が出た場合には、結構子どもさんも喜んでいきますので、いいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、カメラ設置工事につきましては、先ほどもお話ししましたがけれども、旭市の至るところ、台数を極力増やしてもらいまして、最近のテレビ報道なんかでも、結果的に犯罪があれになるというのは、防犯カメラを見た中で犯人を断定したりとかというのがありますので、極力防犯のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

答弁のほうは結構です。分かりました。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 議案第1号について質疑いたします。

23ページ、地方交付税について、大幅に増えておりますが、この理由を伺います。

続いて2点目、51ページ、臨時財政対策債について、交付税が足りないときにこういうのは発行するものですが、現在財政調整基金もたくさんありますが、借りる理由についてお伺いをいたします。

3点目、定住促進奨励金交付事業について、件数と地区、県内県外あるいは都市部からかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、地方交付税の増えた理由ということでございますけれども、地方交付税につきましては、普通交付税が前年度と比べて7,956万6,000円の増、特別交

付税が13億1,059万円の大幅な増となっております。

この主な増の理由ですけれども、普通交付税につきましては、合併算定替の縮減による影響が1億8,500万円あったものの、基準財政需要額の算定において、公債費分が約1億2,300万円増えたことや、算定の基礎となる単位費用が増えたことによるものです。

特別交付税、これは大きく増えておりますけれども、広域ごみ処理施設整備事業に充てるため、震災復興特別交付税が10億7,900万1,000円増額となったことによるものです。

それともう一点、臨時財政対策債、なぜ交付したかと、借りたかということですが、臨時財政対策債については交付税の代替措置ということもありまして、基本的には借りることが原則であります。けれども、近年、剰余金も多いということから、抑制している状況です。令和元年度につきましては、7億4,793万4,000円の可能額に対しまして7億円を発行したという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、91ページの定住奨励金交付事業についてですが、令和元年度は41件の実績を得ております。内訳ですけれども、東総地域、銚子・匝瑳・香取から19件、東総地域を除きます県内から12件、県外より10件となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 定住促進のやつ、都内から、東京都からはないですか。

○議長（伊藤 保） ほかの質問はいいですか。

○18番（木内欽市） いいです。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 都内からもございます。正確な件数はちょっと今持ち合わせていないんですけれども、都内からもあったと記憶しております。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

まず初めに、決算審査をするに当たり、昨年この日、向後悦世議長の下で臨んだ議案質

疑の日、未明に上陸した台風15号の影響で、本市は甚大な被害を受けたことを思い出しました。深夜の暴風雨や長引いた停電の影響で、寝不足の方、昼夜を問わず復旧作業に追われる方など、被災者に対して再度お見舞い申し上げますとともに、消防職員並びに消防団員各位には、災害復旧に迅速に対応いただき、改めて感謝の気持ちを持つとともに、地域の力、地域の絆で困難を乗り越えていることを感じながら質疑に当たります。

それでは、決算書16ページの歳入から1款市税について質問をします。

この中の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税では大変大きな額が不納欠損となっていました。では個別に人数と具体的な理由を伺います。

また、入湯税では収入未済額がありますので、その対象となる施設数と具体的な理由も併せてお尋ねします。

次に、38ページの15款財産収入の状況についてです。

歳入済額1億305万4,894円で、前年度より大きく増えているその理由と、加えて不納欠損額21万2,014円の詳細、それに収入未済額202万9,656円の具体的な内容を併せてお尋ねします。

次に、48ページの20款市債の状況についてです。

当初予算額の計44億4,920万円に対し、収入済額30億2,040万円で、14億円以上もの大きな乖離があります。これは本市の財政計画に沿ったものでよいのか、その理由を伺います。

次に、93ページの備考欄1、新庁舎建設事業についてです。

この中に調査、設計委託料2,407万3,316円とありますが、これは総額3億円を超える事業費の一部であらうと思いますが、その詳細を伺います。

最後に、356ページの実質収支に関して質問をします。

歳出総額321億802万7,000円で、歳入総額295億8,640万8,000円、差引き25億2,162万4,000円となっており、昨年度に繰り越す財源額が6億7,681万7,000円で、実質収支がその額が18億4,480万7,000円であります。

そこで、翌年度に繰り越す財源の主な繰越事業とその原因を財源ごとにお尋ねします。また、実質収支の18億4,480万円は非常に大きな繰越額と考えますが、担当課の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから、P16、市税の状況ということでお答

えいたします。

まず最初に個人市民税でございますが、人数が519人、法人市民税でございますが、9法人、固定資産税ですが、641人、こちら都市計画税を含む数字でございます。そして、軽自動車税、こちらが334名となっております。

そして、その税目ごとの理由ということでございますが、こちら理由なんですけれども、各税に全体的に言えることでございます。まず一つ目が差押えなどの滞納処分の執行により生活を著しく窮迫させるとき。二つ目としまして滞納者の所在が不明なとき。三つ目としまして事業の休廃止があったとき。四つ目としまして海外への出国など。こちらが大きな理由となっております。

また、固定資産税におきましては、不動産者の死亡による相続人不明や財産の相続放棄なども不納欠損の対象となっているものでございます。

あと二つ目でございますが、入湯税についてでございます。

施設数とその理由ということでございますが、収入未済となった施設は1施設でございます。理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴いまして、営業時間の短縮、活動自粛となりました。この間の入湯税の申告及び納付が遅れたことによる収入未済でございます。

なお、こちらにつきましては、今年の6月末までに全額納付されているものでございます。以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、（2）の財産の収入状況ですけれども、増えた理由ということですが、財産の収入済額1億305万4,894円に対しまして、前年度と比べまして4,392万930円の大幅な増となっております。これは財政調整基金の運用において、国債を売却した利益を4,800万円計上したものでございます。

それと、不納欠損と収入未済額の内容ということですが、それぞれの課にまたがっているということもございますので、今、資料はございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

それと、2番の市債の状況ということですが、これにつきましては財政計画に基づいてというご指摘がございましたけれども、大幅な予算額からしまして、予算額44億4,920万円、収入額30億2,400万円ということですが、このうち新庁舎建設事業や海上保育所改築事業等の繰越事業の財源として8億4,600万円を翌年度へ繰り越したということがご

ざいます。それや、入札の執行結果や事業の進捗状況等により歳出額が減ったこと、こういったことによりまして5億7,000万円ほどの不用額といったものがございました。

それと3番目、繰越しということですが、翌年度へ繰り越すべき財源6億7,681万7,000円ですが、これにつきまして内訳を申しますと、継続費逐次繰越額が3,088万9,000円ですが、これは新庁舎建設事業に係る継続費についての逐次繰越しということになります。

繰越明許費、これにつきましては6億3,607万9,000円ですが、対象事業は17事業で、このうち主な事業につきましては、昨年の台風15号などにより被害を受けた農家に対する補助事業である農業災害対策支援事業3億7,075万6,000円や、震災復興・津波避難道路整備事業8,310万3,000円などがございます。

事故繰越につきましては984万9,000円ですが、対象事業は5事業でございます。このうち主な事業につきましては、道路新設改良事業514万3,500円や冠水対策排水整備事業284万2,000円などです。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、先ほどの不納欠損額21万2,014円の内容についてお答え申し上げます。

こちらは、土地の貸付料になりまして、平成29年度1件分と30年度1件分の額になります。

あと、収入未済額の202万9,656円につきましては、これも土地の貸付料になります。

申し訳ありません、ちょっと今データを探してまして、細かいのはまた後でということで、申し訳ありません、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 93ページの新庁舎建設事業についてお答えをいたします。

委託料2,407万3,316円の内容は、平成29年度から令和2年度までの4か年の継続費、総額で3億1,860万5,000円のうち、令和元年度の年割額分の事業費、建設工事の施工監理及び什器備品の仕様書作成等になります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。実質収支につきましては、順番ということでしたけれども、先ほどの中で回答させていただきました。申し訳ございません。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度何点か質問をいたします。

まず、市税についてですが、納付期限後の滞納者に対し督促状を送付して、それでも納付できない方にはるる催告をし、その後、財産調査をした後に差押えになろうかと思えます。

では、当年度において、督促状、催告、財産調査、差押えの各件数と、財産を差し押さえた場合にはどの程度納付状況や滞納額に影響があったのかを具体的にお尋ねします。また、本市において、入湯税の課税対象施設は幾つあるのかを併せて伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、収入済額が大きく増えた理由として、財政調整基金の利子収入とのことでありましたが、では財政調整基金の利子分の詳細を伺います。

次に、市債の状況についてですが、予算と決算で大きな乖離がある理由は、主に繰越明許だというのは、予算書を見たら一目瞭然で分かるわけでありまして、この14億円もの乖離は計画どおりで、大丈夫ですかという確認だったのでありますが、しからは伺います。起債対象事業費、これが確定することによって減った、あるいは事業を翌年に繰り越したということならば、本来、予算編成を速やかに行い、減額補正等で議会に説明すべきだったと考えますが、本市の見解を求めます。

次に、新庁舎建設事業についてですが、調査、設計委託の業務内容として、施工監理の実施状況だとか、そのような業務内容がございました。その中で、特に工程管理の詳細、このことを伺いたいと思います。

最後に、実質収支に関してですが、繰り越した財源の事業には様々な原因があるとは思いますが、しかし、これは本市の規模から見て、事業量が多過ぎるからであると考えられますが、担当課の見解を求めます。

また、実質収支や繰越額が大きいということは、市民からの要望や必要事業を先送りだとか後回しにしているということが安易に想像されますので、その点も併せて伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、督促状の件数でございますが、こちら2万6,656件。催告状でございます、3万2,774件。差押えの件数でございますが、全体で246件の差押えをしてございます。

そして、差押えの影響ということでございます。これ、246件差押えしたことによりまし

て、自主返納、差押えを最終的に執行する前の自主返納というのが78件ございました。ですから、これを行使することによって、ある程度の執行力があるのかなということも感じております。

それとあと入湯税の関係でございますが、施設全部で3施設でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、市債について、かなり剰余金があるんだから減額すべきではないかということでございますけれども、8億4,000万円、これにつきましては繰越事業なもので、それと合わせて繰り越すということでございます。

それと、入札執行残につきましては、これは全て今まで執行残につきましては、減額はしていないということでご理解いただきたいと思います。基本的には減額はしていないというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 先ほど収入未済額の内訳のほうをお答えできませんでしたので、そちらのほうをお答えさせていただきたいと思います。

現年分と過年度分がございまして、現年分のほうが11件で59万4,692円、それと過年度分のほうが、4件で143万4,964円の2件でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 林議員、先ほどの件でございますが、差押えの件数でございますが、先ほど246件ということで答えてしまいました。こちらは充当件数ということでございました。差押えの件数でございますが、全部で583件でございます。訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○議長（伊藤 保） 会計管理者。

○会計管理者（多田英子） 財政調整基金利子の詳細はというご質問にお答えいたします。

運用の内訳につきましては、定期預金1本、千葉県債等9本、国債2本、計12本で運用しております。

基金運用額につきましては76億3,417万4,000円で、運用益の内訳、利子分でございます。定期預金が6万2,224円、県債等が1,915万9,000円、国債が今回の売却等を含めまして5,472万3,671円で、運用益合計は7,394万4,895円でございます。国債分を有利に売却したことによりまして、前年よりも多くの運用益を得ることができました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新庁舎建設事業の工程管理につきましては、毎週、現場事務所におきまして工程会議を開催しておりまして、設計事務所を主体として、建築ＪＶ、あるいは電気ＪＶ、機械ＪＶ、そして市も含めまして、進捗の確認を行いながら進めております。また、設計図書に照らしての施工図、あるいは施工計画書の確認、あるいは関係機関の検査立会い等の監理業務を工事工程に合わせながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。それでは、実質収支に関してということで、事業量が多いのではないかとということにお答えさせていただきます。

翌年度繰越財源につきましては、平成28年度は8,853万8,000円、29年度は1億2,731万8,000円、30年度は6億4,615万円と、過去3年を見ましても年度により金額にばらつきがございます。

令和元年度の繰越額につきましては、6億7,681万7,000円と昨年度を上回っておりますが、この主な要因は農業災害対策支援事業3億7,075万6,000円によるものです。

これは昨年の台風15号などにより多大な被害を受けた農家に対する補助事業ですけれども、農業資材等の不足により年度内の完了ができないため繰越しとなったものです。

事業の繰越しにつきましては、大規模工事の有無や大事業の進捗状況など、また今回のように災害の影響によるものなど様々な要因があることもありまして、過去の年度によっても様々な要因がございます。

それと、実質収支が大きくなった原因につきましては、市民の要望を先送りしているのではないかとございまして、実質収支額につきましては、1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況だとか大規模な事業の有無、その他進捗等、様々な要因がございます。予算編成に当たりましては、各課からの要求に対しまして、事業内容や必要性などを精査して、その過程で住民からの要望等の状況も考慮しながら予算編成に取り組んでおります。

令和元年度決算における剰余金につきましても、必要な事業や住民からの要望などを先送りした結果ではないと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） たびたび本当に申し訳ございません。先ほどの催告書の件数でございますが、私、平成29年度の数字をちょっと言ってしまいました。令和元年度ということで、2万3,361件になります。先ほど申しましたのは3万2,774件、これが2万3,361件ということで訂正させていただきます。たびたび申し訳ございません。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、補正すべきということでございますけれども、先ほど申し上げましたように8億5,000万円につきましては、事業を翌年度へ繰り越すということで、それと一緒に繰り越すということでございます。

残りにつきましては、基本的には執行残につきましては補正を行っていないというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、何点かに絞って最後の再質問をします。

まず市税について、不納欠損の状況ですが、地方交付税が減額されている中で、一般財源はしっかり確保しなければなりません。担当職員には、債権回収など大変重要な職務に当たり、何かと苦労があると思いますが、本市の健全運営に尽力をされ、感謝をいたしております。市税は貴重な自主財源であり、市民負担の公平・平等の観点から見て、今後も職務を遂行してもらわなければなりません。

先日、市の代表監査より、収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めると決算報告がありました。そのことを担当課はどのように捉えているのか伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、利子分は運用に回っているようで安心しました。運用実績は定期的に伺っていますが、極めて良好なようですので、今後ともよろしくお願いをいたします。

次に、市債の状況についてですが、本市においては財政課担当課長が替わりますと、ここまで考え方が変わるんだと、先ほどの答弁で驚きました。しっかりとした財政計画を立てて取り組んでいただけたらありがたいというふうに思うんですが、当該年度の予算と決算で大きな乖離がある理由、それは主に繰越明許だというのは分かったところでありますので、これは飛ばします。

新庁舎の建設事業について伺いますが、先ほど工程管理の詳細を答弁いただきました。し

かしながら、今定例会に工期の延長に伴う契約変更の議案が提出されておりますが、監理業務者の工程管理だとか施工監理の業務は妥当であったのか、本市の見解を求めます。

最後に、旭市一般会計の実質収支に関してですが、今定例会終了後に来年度の予算編成が本格的に始まると思いますので、できる得る限り繰越事業にならないよう努めていただくことを要望します。本市では様々な事業を計画し、健全財政のために財政計画を策定していると思います。繰越額が大きくなるのであれば、例えば臨時財政対策債を当年度は7億円の繰入れをしていますので、これで長期的、短期的な視点に立って財政運営を行っているのかと心配になりますので、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市税に関しましては、参考までに、県内37市中、旭市は現在24位の徴収の順番でございます。滞納処分等もできる限り行っているものでございます。今後も法にのっとりまして、市民の公平・公正な手続きということを念頭に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新庁舎建設事業におけます工程管理、施工監理につきましては、毎週開催される工程会議、あるいは設計図書に照らしての検討、確認作業、さらに必要に応じて助言がされるなど、適正に進められているものと考えております。

今回の工期延期につきましては、社会情勢の影響を受けたものでございまして、そういった意味で施工監理、工程管理というのは適正に行われているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算編成に当たりまして、繰り越さないよう要望するということでございますけれども、きちっとした予算査定を行いたいというふうに思っております。

しかし、繰越しというのは、例えば国が行った事業で繰越しありきの事業といったものもございます。これらにつきましては結構大きい金額になろうかというふうに思います。あと、どうしてもいろんな事故だとかがございまして、繰越しになるということがございます。

けれども、そういったものを含めてしっかり予算査定をしてまいりたいというふうに思います。

それと、臨財債を借りなくてもよかったんじゃないかといったお話がございました。臨財債につきましては、ここ数年、抑制をしておる状況でございます。結果的に18億円、実質収支ということでプラスになっておりますけれども、その判定をするのは、国へ要望するのは7月ということもございます。そこら辺もございまして、間際になっていろんな状況等が出ますので、そこら辺をびたりというわけにはちょっと難しいということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定についての質疑を行います。

まず、17ページ、個人市民税現年課税分不納欠損額306万6,352円についてであります、不納欠損の理由と納税義務者数についてお尋ねをします。

同じく17ページ、法人市民税現年課税分4億6,625万6,000円についてであります、予算に比べて1,700万円程度の減収となっております、減収となった理由についてお尋ねをします。

同じく17ページ、法人市民税滞納繰越分の不納欠損額953万5,103円についてであります、不納欠損の理由と法人数についてお尋ねをします。

それから、同じく17ページ、固定資産税現年課税不納欠損額489万5,614円についてであります、不納欠損の理由と、市内と市外の納税義務者数についてお尋ねをします。

同じく17ページ、固定資産税滞納繰越分不納欠損額5,153万4,403円についてであります、不納欠損の理由と市内と市外の納税義務者数についてお尋ねします。

それから、同じく17ページ、入湯税853万9,500円についてであります、これは先ほど林議員の質問に対してほとんど答弁されております。そういう中で私が一つ追加でお聞きしたいのは、この入湯税額、1人当たり幾らになるかでありまして、この問題について、原稿が作ってあれば、またそれ以外で、その原稿どおり答弁されても結構でございます。

23ページ、児童福祉費負担金不納欠損額104万300円であります、これは保育料だと思っております、不納欠損の理由と人数についてお尋ねをします。

25ページ、住宅使用料不納欠損額51万3,600円について、この不納欠損の理由と人数についてお尋ねをします。

37ページ、農業費県補助金1億3,698万8,128円についてであります。予算と収入済額を比べると22億円程度の差がありますが、その具体的な理由についてお尋ねします。

37ページ、住宅費県補助金506万7,633円についてであります。予算と収入済額を比べると7,000万円程度の差がありますが、この補助金の具体的な内容と減収になった具体的な理由についてお尋ねします。

39ページ、災害救助費委託金599万3,370円についてであります。予算と収入済額を比べると8,500万円程度の差がありますが、この補助金の具体的な内容と減収になった具体的な理由についてお尋ねをします。

43ページ、災害復興基金繰入金2,663万8,000円についてであります。予算額に対して繰入額が少なかった理由についてお尋ねをします。

45ページ、東日本大震災復興交付金繰入金2,330万円についてであります。予算額に対し繰入額が少なかった理由についてお尋ねをします。

49ページ、保育所整備事業債1億2,880万円についてであります。予算額に対して起債の発行額が少なかった理由についてお尋ねをします。

51ページ、臨時財政対策債7億円についてであります。これは先ほど木内議員の質問に対して、発行可能額ですか、この説明はありましたが、この臨時財政対策債は借りなくとも発行可能額に対して交付税措置されるものであります。そういう中で、交付税の代替として、発行可能額に対して、後年度交付税で措置されるわけでございます。そんな中で、決算では実質収支が18億4,480万7,000円となっておりますが、7億円の起債を借りなくとも実質収支は11億円を超えることになります。この借入れを行った理由についてお尋ねをします。

61ページ、予備費充当60万円について、充当理由と具体的な事業についてお尋ねをします。

71ページ、広報活動費の撮影委託料37万600円であります。具体的な内容についてお尋ねをします。

53ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料820万6,000円であります。この具体的な内容と委託しての事業効果についてお尋ねをします。

85ページ、電算システム運用事業費から流用が308万5,000円ありますが、どのような経費に流用を行ったのか、その理由についてお尋ねをします。

91ページ、デマンド交通運行事業費191万6,237円についてであります。具体的な内容と

利用者の人数についてお尋ねをします。

101ページ、公売物件鑑定委託料21万2,300円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

119ページ、あさひ健康福祉センター運営事業2,876万4,690円についてではありますが、具体的な内容と年間の利用者数についてお尋ねをします。

127ページ、福祉タクシー利用助成金860万3,790円についてではありますが、具体的な内容と利用者数についてお尋ねをします。

133ページ、長寿祝金支給事業報償金801万1,855円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねします。また、対象者数についてもお尋ねします。

141ページ、出産祝金支給事業3,075万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねします。また、対象者数についてもお尋ねします。

141ページ、紙おむつ給付費2,974万4,000円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、対象者数についてもお尋ねします。

157ページ、保育士処遇改善事業費3,270万円についてではありますが、具体的な内容と具体的な改善効果についてお尋ねをします。

169ページ、看護学生入学支度金貸付金640万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

183ページ、きれいな旭をつくる会補助金307万1,310円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

221ページ、推奨品認定事業補助金84万円についてではありますが、具体的な内容とこれまでの交付件数、製品として現在販売されている製品などの件数についてお尋ねをします。

225ページ、旭市観光物産協会補助金1,360万1,000円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

225ページ、動画作成委託料162万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

237ページ、道路維持補修事業2億881万2,739円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、維持補修件数については、旧地区ごとの件数も併せてお尋ねします。

239ページ、道路新設改良工事の工事請負費9,211万7,140円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、数については旧地区ごとの件数も併せてお尋ねを

します。

257ページ、住宅リフォーム補助事業1,329万5,000円についてであります。当初予算額と総助成件数、また予備費充当により何件の助成ができたのかお尋ねをします。予備費の充当により、全ての申請者に助成することができたのかもお尋ねします。

261ページ、消防車両整備事業から471万8,000円が流用されていますが、充当先の事業とその理由についてお尋ねをします。

261ページ、予備費充当201万8,000円についてであります。充当先の事業とその理由についてお尋ねをします。

331ページ、海上キャンプ場運営事業2,204万5,030円についてであります。指定管理料や改修費用など2,200万円程度を費やしていますが、年間の稼働日数と利用者数、またそれを市内市外に分けてお尋ねをします。

335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業291万7,130円についてであります。東京オリンピック事前キャンプ地誘致のための経費であります。特別旅費と機械器具費の具体的な内容についてお尋ねをします。

345ページ、教育用備品費3,049万9,800円についてであります。具体的な内容についてお尋ねをします。

それから、347ページ、第二学校給食センター運営費の委託料7,594万1,780円についてあります。これは給食運搬業務量の運搬日数と1日当たりの稼働台数、調理業務委託料の調理業務日数と年間の給食数についてお尋ねをします。

542ページ、資産に関する調書についてであります。公共用財産のその他の施設の土地、2,838.70平米についてあります。何の施設用地なのか、金額についてもお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうからは、順を追って回答させていただきます。

まず、最初でございますが、個人市民税現年分の理由と人数でございます。個人市民税現年分の不納欠損の人数につきましては66人ということになります。理由でございますが、疾病等による生活困窮や死亡、居所不明のため、市税が徴収できないことが明白であるため、執行停止の即時消滅としたものでございます。

続きまして、法人市民税現年分でございます。大幅な減の理由ということでございますが、こちらにつきましては、企業におけます設備投資、業績の好調あるいは不振など様々な要因がございます。その中で、全体としては減ってしまったということでございます。

続きまして、法人市民税の滞納繰越分でございますが、こちらの理由でございますが、経営悪化や倒産等による法人の解散によるものでございます。そして、不納欠損の数でございますが、法人数は全部で9法人でございます。

続きまして、固定資産税現年分不納欠損でございます。人数でございますが、市内87人、市外11人、合計98人になります。理由でございますが、不動産が残ったままの事業の休廃止、または不動産所有者の死亡による相続人の不明、あるいは相続放棄によりまして市税が徴収できないことが明白であるため、執行停止の即時消滅としたものでございます。

続きまして、固定資産税の滞納繰越分でございます。理由でございますが、疾病等によりまして生活困窮、事業の休廃止、不動産所有者の死亡による相続人不明や、相続放棄等が挙げられてございます。人数でございますが543名、そのうち市内505名、市外が38名ということになっております。

最後に、入湯税の関係でございます。先ほど回答させていただきました件と重複することがございますが、収入未済の理由でございますが、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、入湯税の申告及び納付が一部遅れたものということでございまして、6月末までに完全に納付されております。そして、1人当たりの税額でございます。こちら12歳未満は無料となっております。そして、入場客1人1日当たり150円ということになっております。なお、温泉でございますが、鉱泉浴場におけるものということになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、（７）の質疑について回答いたします。

児童福祉費負担金不納欠損額104万300円につきましては、過年度分の公立及び私立の保育料でございます。平成29年度以前のものの不納欠損額となります。不納欠損の対象者は8名となっております。理由といたしましては、生活保護になったことや市外に転出等をして、再三にわたり催告や自宅訪問を実施したにもかかわらず、低所得で納付することができない等の理由が主となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） （８）市営住宅使用料不納欠損額51万3,600円につきまして回答いたします。

不納欠損の対象は8世帯でございまして、この家賃について不納欠損処理をしたものでございます。理由といたしましては、生活困窮によるものが7世帯と転出後行方不明のものが1世帯でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） （９）農業費県補助金の予算と収入額の差についてお答えいたします。

繰越して農業災害対策支援事業補助金につきましては、16億3,797万84円でございます。続きまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金につきましては、2,385万4,000円でございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金、こちらが3,000万円で、この3事業で16億9,183万2,000円となりますが、その他の類いにつきましては、各事業での事業量の減によるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 住宅費県補助金506万7,633円についてお答えいたします。

まずは、備考欄にあります三つの事業の具体的な内容からご説明いたします。

1番目、住宅・建築物耐震関連事業補助金1万円は、個人が木造住宅の耐震診断や耐震改修を行った際に、市で行った補助に対し、その4分の1の額について県が住宅建築物の耐震化サポート事業補助金として市に補助を行うものです。昨年度は、個人住宅の耐震診断用として1件について、市で4万円補助しました。その4分の1の1万円が補助金となっております。

ます。

2 番目、被災住宅修繕緊急支援事業補助金482万円につきましては、令和元年台風15号等一連の災害により、住宅が被害に遭った被災者のための屋根や外壁等の修繕を行ったものに対し、補助を行っているものです。昨年度は市が67件で、1,146万6,000円補助したのに対し、県より482万円が補助となったものでございます。

3 番目、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金23万7,633円につきましては、平成22年度の東日本大震災による被災者が住宅の再建のために、金融機関等より必要な資金を借り入れた場合の金利の一部に対して、5年間分について、年利2%を上限に補助を行っているものです。市で行った補助に対し、県がそのうち1%分の補助を行うもので、平成23年度より継続実施しております。昨年度は15件、48万8,568円補助したのに対して、県費で23万7,633円が補助となったものでございます。

この中の歳入が大幅に減ったものの主なものにつきましては、2 番目にご説明しました被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきまして、当初予算の歳出額で1億3,692万円を計上してございました。そのうち、1億2,483万1,000円を繰越ししたものでございます。それに伴いまして、歳入のほうも同率で減額になったところで差が出たということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 39ページ、災害救助費委託金599万3,370円についてお答えいたします。

まず、備考欄1の災害救助費委託金でございますが、これは昨年の台風15号により、災害救助法の適用を受けたことに伴う県の負担金で、内容は台風15号等による被災住宅の応急修理や避難所などで使う災害毛布のクリーニング代など、必要経費が全額県負担費用となったもので、総額が515万3,370円となっております。

備考欄2、こちら県外避難者災害救助費委託金でございますが、これは東日本大震災により、県外避難者が民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、その家賃補助として月額7万円の12か月の年額84万円を県が負担するものでございます。

備考欄1と2を合わせまして、599万3,370円となっております。

補正当初予算の予算額と差が出ている理由でございますが、当初、被災住宅の応急修理の費用を半壊5件、一部損壊290件の8,997万5,000円と見込んでおりましたが、今回、応急修理の件数が2件の支出額が59万6,064円ということになったため、差が出たものでござい

す。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 43ページの災害復興基金繰入金について、予算に対し、決算が少ない理由ということでございます。

大きな要因といたしましては、津波被災住宅再建支援事業に1,950万円を見込んでおりましたが、225万円の執行にとどまったためでございます。

続きまして、45ページの東日本大震災復興交付金基金繰入金について、こちらも予算に対し、決算が少ない理由ということでございますが、具体的には、震災復興・津波避難道路整備事業について、2億4,375万2,000円を見込んだところですが、用地取得の状況等によりまして、執行が660万9,000円にとどまったためでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは14番目、保育所整備事業債についてです。

予算額2億8,820万円に対しまして、1億2,800万円と大幅な減となっておりますが、これは本事業が繰越しとなったため、起債につきましても1億5,860万円を財源として繰り越したことによるものです。

それと15番、51ページ、臨時財政対策債についてということで、18億円もの余剰金がある中でなぜ借りたかということでございますけれども、これは木内議員、林議員のときにも申し上げましたけれども、臨時財政対策債につきましても、交付税の代替措置ということもございますので、基本的には借りるということが原則ですけれども、今まで財政状況に応じて圧縮はしてまいりました。

そういった中で、18億円という大きい金額が余ったわけですが、これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、臨時財政対策債を借りる要望書の提出につきましては、毎年7月ということがございますので、最終的に幾ら余るかというのは、なかなか推測しづらいというところがございます。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 61ページの予備費充当額61万円は、13節委託料の弁護士等委託料へ充当したものです。内容は、市を被告とする公文書の部分開示決定に対する処分取消請求訴訟に関する弁護士報酬等であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうから71ページ、広報活動費の撮影委託料37万600円の内容についてお答えいたします。

本委託料は、本市の魅力についてインターネット上の動画サイトであるユーチューブ等を利用して情報発信するため、ドローンによる空中撮影を中心に、市のPR動画の作成及び編集業務を委託したものでございます。

動画の内容といたしましては、袋公園の桜まつりの風景が4分程度、長熊釣り堀センターや産業まつりなど、市内各所の秋の風景が5分半程度の2種類になります。受注者にいたしましては、市のイベントなどに精通し、空中撮影の実績を有する市内事業者のホワイトベースでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 83ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料について申し上げます。

令和元年度に委託した内容につきましては、都市住民移住ニーズ調査、都市住民へのウェブアンケート、移住セミナーを実施いたしております。その他、生涯活躍メニュー等の検討や準備、事業計画の推進支援として情報提供や実現へ向けての助言、情報発信として専用サイトの構築やセミナー用のチラシ作成等を実施したところでございます。そして、その事業効果ですけれども、生涯活躍のまち事業を推進していく上で、都市住民の意向調査やセミナー等を開催することで、都市住民の移住に対するニーズや考え方、課題等が把握できたと考えております。

あわせて、移住者だけではなく、地域住民にとっても魅力のあるまちとするための生涯活躍メニューの検討や幅広く情報発信を行うための専用サイトの構築など、実現に向けての進捗が図られたものと考えております。

続きまして、85ページ、電算システム運用事業からの流用308万5,000円についてですけれども、こちら流用の充当先は、広域情報ネットワーク運用事業の需用費の修繕料となります。広域情報ネットワークの光ケーブルは、東京電力などの電柱に共架しているものが多く、電柱の改修工事などに伴い、東京電力から移設の依頼があると、市の負担で光ケーブルの移設を行う必要がございます。令和元年度におきましては、光ケーブル移設の依頼が特に多く、

予算が不足したため流用で対応したものでございます。

続きまして、91ページ、デマンド交通運行事業の191万6,237円についてでございますが、こちらは、4月から運行開始するに当たっての準備のための経費となっております。具体的には、年度内に研修や受付業務を行うための臨時職員の人件費、広報あさひに折り込みしたデマンド交通の案内及び登録用紙の印刷代、デマンド交通システムの構築代、それから運行や受付に必要なタブレットや電話機等の備品購入代として支出をしたところでございます。

それと、デマンド交通の利用者ですけれども、こちら4月から運行開始しております。4月ということで、コロナ禍の真ただ中に運行開始しましたもので、4月から7月までの実績で申し上げます。4月は143名、5月が192名、6月が328名、7月が337名と順調に利用者は増えてきているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、（21）公売物件鑑定委託料21万2,300円につきまして、内容をご回答させていただきます。

こちらにつきましては、不動産の差押えを行いまして、公売を実施するため土地及び建物の鑑定を委託したものでございます。委託先にあつては、株式会社総武不動産鑑定、履行期間にありましては、令和2年2月25日から3月27日まで、該当物件につきましては、土地おおむね800平米、家屋おおむね100平米ということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 119ページ、備考欄6、あさひ健康福祉センター運営事業2,876万4,690円でございますが、こちらはあさひ健康福祉センターの施設の管理運営に係る費用で、事業費の主なものは、臨時職員の賃金及び光熱水費、維持補修費や浴場設備保守点検委託料、高齢者筋力向上トレーニング事業委託料等でございます。令和元年度の利用者数は1万6,080人で行いました。

続きまして127ページをお願いします。

127ページの備考欄6、福祉タクシー利用助成金860万3,790円でございますが、本事業は重度心身障害者等が通院、買い物等のためタクシーを利用する場合に、その料金の全部、または一部を助成するものでございます。

助成事業の内容でございますが、タクシー利用券は1回の乗車につき、利用券1枚1,000

円までの助成となります。利用券の交付については、透析を必要としない一般の方は月 2 枚、透析を必要とする方は月 8 枚となります。扶助費860万3,790円は、福祉タクシーの利用助成金で456人の方に対して交付した助成金と、乗車の際に福祉タクシー利用助成事業指定業者への協力金を含めた額となります。

続きまして、133ページをお願いします。

133ページ、備考欄 4、長寿祝金支給事業の報償金801万1,855円でございます。この長寿祝金支給事業は、高齢者に対して敬老の意を表し、併せて福祉の向上を図るため80歳以上の高齢者の方に長寿祝金を支給するものでございます。

令和元年度の内訳でございますが、80歳の方が547名、お一人5,000円、88歳の方が413名、お一人1万円、99歳の方が24名、お一人1万円、100歳の方が21名、お一人3万円、101歳以上の方が24名、お一人1万円で、合計で1,029名の方に支給いたしました。そのほか満100歳の方には、記念品として賞状を入れる額を購入してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、（25）141ページ、出産祝金等支給事業3,075万円について回答いたします。

事業内容ですが、近年、少子化が進む中、旭市独自の事業として出産等を奨励、祝福して、祝金として第2子へ20万円、第3子以降の児童へ30万円を支給することで、子どもの健やかな成長の一助になるものと認識しております。

令和元年度の内訳ですが、出産祝金3,075万円の内訳といたしまして、出産祝金220件、うち第2子が133名、第3子以降が87名となっておりまして、合計3,070万円。そのほか入学祝金が1件、5万円となっております。

なお、入学祝金につきましては、平成30年度で経過措置として事業終了しておりますが、この1件につきましては、平成30年度の市民税等の滞納解消による再申請によるもので、平成31年4月に支払ったということでございます。

続きまして、（26）同じく141ページ、紙おむつ給付費2,974万6,000円について回答いたします。

本事業は、ゼロ歳から1歳までの乳幼児を養育する保護者へ、月額3,000円の紙おむつ購入券を給付することにより、乳幼児期の子どもを持つ家庭への経済的負担を軽減し、生活の安定の確保を目的としております。令和元年度の事業費といたしまして、総額2,974万4,000

円ですが、内訳といたしまして、対象となる乳幼児は849人で、1,000円券と500円券を合わせて3万9,456枚を交付いたしました。また、そのうち3万9,371枚が利用されているということでございます。利用率は99.8%となります。

続きまして、(27) 157ページ、保育士処遇改善事業について回答いたします。

本事業は、市内の民間保育所、公設民営保育所、認定こども園に勤務する常勤保育士等の処遇改善を図るために、民間保育施設等が行った賃金改善に対して補助金を交付するものです。対象となる職員は1日6時間以上かつ月20日以上勤務、または月120時間以上勤務する常勤の保育士、または保育教諭で、月額2万円の賃金加算をするものです。

令和元年度は、市内民間保育所5施設、公設民営保育所1施設、認定こども園3施設の9施設を対象にしました。対象職員146名に対して、延べ1,635か月分で3,270万円を交付しております。

事業の効果といたしましては、本事業は平成29年度から、県が補助事業として実施し始めたもので、年々補助対象となる保育士等の人数が増えてきております。そのことにより、本来の目的の保育士の定着や確保に向けての効果があるものと認識しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 169ページ、看護学生入学支度金貸付金についてお答え申し上げます。

この事業は、看護師確保のため、将来、看護師として旭市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設、こちらは4年制の大学に限りますけれども、養成施設への入学に必要な資金の一部40万円を貸し付けるものでございます。

なお、養成施設を卒業した日から1年2か月以内に看護師免許を取得し、速やかに市内の医療機関において看護業務に従事し、当該従事期間が2年に達した場合には、貸付けの返還を免除する事業でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、183ページのきれいな旭をつくる会補助金の具体的な内容についてお答えいたします。

まず、この補助金は、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって、地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会に対し交付して

いるものでございます。

その会の活動内容でございますが、春と秋のゴミゼロ運動の実施をはじめといたしまして、海岸清掃、花いっぱい運動、不法投棄防止看板の作成、環境衛生大会の開催のほか環境ボランティア団体等への報奨金の交付が主な活動内容となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほど（25）の出産祝金の支給事業の中で、第2子へ20万円、第3子以降へ30万円と間違えて回答いたしました。第2子は10万円、第3子以降については20万円となります。

どうもすみませんでした。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

私のほうからは、（30）221ページの推奨品認定事業補助金48万円の内容について、まずご説明いたします。

推奨品認定事業補助金は、旭市の優れた物産品の品質向上、販路拡大を図るため、旭市観光物産協会が実施する推奨品認定事業に要する経費に対して、補助しているものでございます。こちらは平成28年度に事業開始いたしました。

前回は27品目認定しております。豚肉加工品や水産加工品、菓子類等でございます。令和元年度は、合計で47品目認定しているところでございます。

すみません、販売個数については、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、前回認定いただいた方々、今回もほとんどの方々が申請されておりますので、販売の拡大に効果があるんじゃないかと考えているところでございます。

続きまして、225ページの観光物産協会補助金1,360万1,000円についてでございます。

観光物産協会は、市の観光振興のほか市の産品、特産品、普及宣伝、販売促進等に寄与いただいている団体でございます。

この補助金の内容でございますが、これらの事務局を運営する運営費、また各種イベントやPR等に参加する事業費等の内容となっております。

続きまして、同じく225ページ、32番になります。動画作成委託料162万円の内容でございます。

こちらにつきましては、平成30年に「恋する灯台」に認定された飯岡灯台を中心に、旭市

の美しい海や道の駅などを盛り込んだ観光PR動画を作成いたしました。若いカップルが旭市へドライブに来たという想定で15秒版、それから30秒版と2タイプを作成したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私のほうからは（33）と（34）、それぞれ具体的な内容及び旧地区ごとの実施件数をというご質問でございました。

まず、（33）237ページ、道路維持補修事業2億881万2,739円についてですが、こちらは13節委託料でございます。1,698万9,900円で行いました。内容につきましては、調査・設計委託料といたしまして2件でございます。

1件目は、後草地区内の暗渠管が原因と思われます吸出しによりまして道路の陥没が起こりまして、その調査としまして、管内にテレビカメラを設置し、調査をしたものでございます。

2件目は、昨年10月25日の大雨被害によりまして被災した埜地区ののり面の災害復旧工事にかかりまして、そちらは国からの補助を受ける関係で、測量業務等を委託したものでございます。

次に、道路補修委託料でございます。

こちらは突発的に発生する舗装等の破損に対応するため、安全の確保と事故防止の観点から迅速な対応を図る必要があるために、補修業務を委託したものでございます。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 取りあえず、こちらの補修事業の件数は51件で行いました。市内全域になるんですけれども、旭が21件、海上が12件、飯岡が9件、干潟9件で行いました。

15節の工事請負費につきましては、こちら旭地域が14件、海上地域が21件、飯岡地域が10件、干潟地域が24件でございます。

道路維持補修は以上でございます。

続きまして、（34）239ページの道路改良事業の工事負担金9,211万7,140円につきましてでございます。

こちらまず、工事の内容がありまして、道路改良工事が1件、排水整備工事が30件、舗装工事が4件、合計35件でございます。地区別の内容としましては、旭地域が12件、海上地域が11件、飯岡地域が8件、干潟地域が4件でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 257ページ、住宅リフォーム補助事業について回答いたします。

この事業内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、限度額は20万円となっております。令和元年度は84件の申請に対して補助を行いました。

当初予算というところのお話でございまして、当初予算1,200万円ございまして、それに該当する件数につきましては、73件というふうになっております。これで、差っ引きで11件が予備費の対応の方というふうな形になります。令和元年度は、予算を増額して対応したところでございますが、申請受付当日の朝に、申請のために早朝より並んでいた方の中に、もう当初の予算枠で補助できない方が多数いらっしゃいました。この辺の状況の中で、そのような方の申請分につきまして予備費にて対応したところでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） 今回は、申請日当日に朝からお並びなされた方に対して、補助金を出すために予備費を充当したということでございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） 当日並んでいた方には全て。

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、261ページ、消防車両整備事業から流用471万8,000円についてお答えいたします。

流用先は259ページ、備考欄2、常備消防事務費、11節需用費のうち修繕に関する費用となります。修繕料として、本部庁舎の給水管漏水発生のため、緊急修理費用など73万5,000円、また昨年の台風15号、19号により被害を受けました、これも本庁舎冷却塔及び空調設備などの維持補修費398万3,000円であります。

続きまして、同じく261ページ、予備費充当201万8,000円についてお答えいたします。

充当先は同じページ、3、消防施設整備事業の19節負担金補助及び交付金のうち、消火栓に関する負担金となります。消火栓維持管理負担金の当初予算は1,140万円でありましたが、米込地区において消火栓本体が破損し、危険な状態となった場所がありましたので、緊急工事費として126万7,000円、消火栓設置費負担金といたしまして、水道管の延長埋設工事に伴

い、水利確保のために消火栓 1 基が必要となったため、追加設置費用として75万1,000円を充当したものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは331ページ、海上キャンプ場運営事業についてお答えいたします。キャンプ場の施設でございますが、大きく分けると、キャンプ場と体育館の二つの施設がございますので、それぞれ申し上げます。

まず、開館日数でございますが、海上キャンプ場が316日、キャンプ場体育館が297日でございます。

次に、利用状況についてでございますが、キャンプ場の合計は4,341人で、宿泊を含めました延べ人数では7,613人となります。利用者4,341人のうち、市内利用者は1,667人、市外の利用者は2,674人です。体育館の利用者は9,203人で、市内利用者が5,946人、市外の利用者は3,257人です。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、私からは335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてお答えします。

まず1点目、特別旅費9万6,660円ですが、これは職員2名が1泊2日で大阪へ出張したときの旅費になります。要件ですけれども、令和2年1月13日から19日の期間、大阪市で開催される全日本卓球選手権大会に合わせて、ドイツ卓球のナショナルチーム監督の友人であり、ドイツチームのスポンサー会社の現地事務所に勤務している方が、ドイツから来日するという連絡が千葉県卓球連盟からありました。それを受けまして、日本卓球協会の協力をいただきながら、その方と大会会場内で面会し、ドイツチームとの交渉を依頼してきたものです。

もう1点、機械器具費243万4,320円ですが、これは卓球台の天板13枚を交換したものです。こちらは事前キャンプを見据えまして、老朽化が著しいものを平成29年度から計画的に交換をしてきたものです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課から345ページ、教育用備品費について回答いたし

ます。

これは、厨房用の設備の購入となります。100万円以上の重要備品として、攪拌装置付全自動煮炊釜が2台で1,900万8,000円、厨芥処理システム1台453万6,000円、反転飯缶盛付機1台594万円で、入札により購入いたしました。そのほか、重要備品以外では、食缶用コンテナ、台車、洗濯機などを購入しております。

続きまして、347ページ、第2学校給食センターの運営費について回答いたします。

運搬日数ですが、通常年間192日を予定しております。台風等の災害による臨時休業等何日か給食を中止することもありますので、それにより運搬日数も変わります。令和元年度は、停電の影響もありまして173日でした。1日の稼働台数ですが、3台の専用車両と3人の運転手により運搬に当たっております。

次に、調理業務ですが、先ほど申し上げましたように、通常は年間192日です。令和元年度は、年間36万4,482食を提供いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは（42）、542ページの財産に関する調書のうち、その他施設の増減、これは何の施設かということで、施設は主なものを申し上げます。ひかた市民センター、これは干潟支所の用地から変更になっております。

それと、あと海上キャンプ場で、ちょっと離れた場所に土地がありまして、そちらが普通財産のほうに切り替わったというようなことでございます。

あと、農業集落排水の琴田クリーンセンターのほうが、企業会計のほうに移行したということになります。その分が減っております。

それとあと、下水処理施設の担当課の変更ということで、これは下水道課から商工観光課のほうに移動になったものっていうものがあります。そういったことで、所管課の変更によるものですので、金額の移動等というものはございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑の途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員及び執行部の皆様にお知らせします。

議場内の温度が上がっておりますので、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いいたします。

先ほど農水産課より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 先ほど回答させていただきました内容につきまして、訂正のほうをさせていただきたいと思います。

予算と収入額の差につきまして、台風15、19号によります災害の対策としまして、農業災害対策支援事業補助金につきまして、繰り越した金額が12億6,848万7,000円、同じ補助金で減額をしております、減額をした金額が8億5,992万5,000円となります。そのほか繰り越したものとしまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金で2,385万4,000円、担い手確保経営強化支援事業補助金としまして3,000万円、3事業の合計としまして、21億8,226万6,000円となります。

残りの金額につきましては、各事業の事業量の減により減ったものでございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（伊藤 保） 引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問をします。

まず17ページの現年課税の不納欠損でございますが、これはかなり出ておるんですが、現実には、先ほどの説明では死亡者、疾病とかという話でありましたが、これはだいたい賦課金を送付してからどのぐらいでそれを、どのように確認しているのかお尋ねします。

それから、同じく17ページの法人市民税です。現年課税が減収となっている理由でございますが、業績の悪化ということでございますが、どのような業種が今、悪化しているのかお尋ねします。

同じく17ページです。固定資産税現年課税分不納欠損でございますが、失踪とかなんとかということでございますが、他の税と違いまして、現年課税が不納欠損になるということは、これは私の想定でございますが、すぐ不納欠損にはならないと思うんです。これには前兆があると思うんです。つまり今まで滞納していた。そういうことで現年課税の不納欠損が起こ

と思うんですが、この現年課税については今までの滞納はなかったのかどうか。急に現年課税になったのかその点をお尋ねします。

それから、固定資産税の滞納繰越分の不納欠損でございますが、これは市民税なんかと違いまして、固定資産に関わるものです。そういう中で、最終的には一番税を取りやすい税だと思うんです、不動産というものがありますから。そういう中でなぜこんなに出るのか。ある程度、1年でも2年でも滞納した場合にそこで差押えをしていれば、こんなに不納欠損は出ないと思うんですが、その差押えについては何年滞納したら差押えをするのかお尋ねします。

それから、37ページです。農業費県補助金、これは大部分が去年の台風によるハウスなんかの被害、これに対する補助事業だと思うんですが、これは申請者が何人いたのか。そして、この補助金が支給されるまではだいたいどのぐらいの月日がかかるのかお尋ねをします。

それで、現在までの補助金の申請に対する支給者と、それからまだ未支給者、どのぐらいあるのかお尋ねします。

それから、37ページ、39ページです。一緒に質問しますが、なぜこんなに予算と差が出るのか。ということは、今度は市の財政にもかなり影響が出ると思うんです。その大きな差が出る理由についてお尋ねします。

それから、51ページです。臨財債の関係でございますが、平成30年度は7億円の臨財債の借入れをしても、実質収支は10億6,900万円。また、令和元年度も臨時財政対策債の借入れは、残高はそういう中で約119億5,000万円となっています。先ほども言いましたが、臨財債は借入れをしなくても交付税算入されるものです。以前、2回入って1回の出なので、借入れを行ったほうが有利という意味不明な説明がありましたが、財政的には財源が不足しなければ借入れをしなくてもよいはずです。そういう中でここ過去数年間かなり、実質収支で金は余しているわけです。

いずれにしても、そういうことで借入れの残高は119億5,000万円。そして、財政調整基金、令和元年度末で約96億円なんです。これは反対に負の臨財債の借金は約120億円もあるわけです。貯金がたくさんあるといっても、実質借金のほうが24億円も多いわけなんです。このような状況を市長はどのように考えているのか。そしてまた、毎年毎年、実質収支をかなり残している中でなぜ臨財債を借り入れるのか。予算査定が甘いからではないのか。予算査定をきっちりやれば、あえてその時点で臨財債を借りなくてもいいと思うんです。

それから、83ページ、生涯活躍のまち。これは今の構想の中での委託料ということでござ

いますが、もうこれは5年も6年もこの委託費を使っているわけです。そういう中で何の実績もないんです、この経費を使った中で。では生涯活躍のまち構想の中でどれだけ県外から移住者を集められるのか。それと同時に、先ほど木内欽市議員の質問で定住促進奨励金の質問がありました。その中で、担当課では県外から来ている人は把握できないということですが、把握できないということは全くないといっても、これは過言でないわけですが。そういう中で今、この生涯活躍のまち構想の中で、どのぐらい県外から旭市に移住者を集めることができるのかお尋ねをします。

それから、157ページです。ここ数年にわたって国の事業で民間保育園の職員等に2万円の上乗せの施策を行っているわけですが、そういう中で市の職員と民間の保育園の給与格差は若干でも縮まったのかどうかお尋ねをします。それと同時に、民間それから市の保育士、この平均給与、それをお尋ねします。

それから、169ページ、看護学生入学支度金貸付金です。これは今、対象者は何人くらいいるのか。それで目的どおりにこれがなっているのかどうかお尋ねします。

それから、183ページ、きれいな旭をつくる会補助金です。これにつきましては春、秋のゴミゼロ運動等をやっているということですが、対象団体は幾つあるのか。それをお尋ねします。

それから、221ページです。推奨品認定事業補助金、これは平成28年に始まってかなりの品目にこれが使われておりますが、そういう中で先ほど、実績をあまり把握していないようですが、やはり市としてこれだけの補助をして、そして旭の特産品を作ろうということであれば、もっとその実態を把握すべきだと思うんですが、どのように今後、実態を把握していくのかお尋ねします。

それから、225ページ、旭市観光物産協会補助金です。これは観光物産協会の職員の具体的な仕事の内容と職員数についてお尋ねします。

また、この協会があることによって、どのような意義とメリットがあるのか具体的にお尋ねをします。

それから、237ページです。道路維持補修事業、地区住民からの多数の要望があると思います。そういう中で依然、それらを行うには17年間を費やすとの答弁がありましたが、現在、地区からの要望件数とそれらを行うとすると、現在の予算規模で実施すると何年かかるのかお尋ねします。

それから、335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の関係ですが、

これは特別旅費なんかを使って職員が大阪へドイツの方々に会いに行ったということでございますが、ほとんど言葉も通じないそういう中でどういう誘致活動をしているのか。それで行ったがために、どのようなこの事業でのメリットがあったのかお尋ねします。

そして、新型コロナウイルスの関係で1年東京オリンピックも延期されたわけでございますが、ドイツの方々とどういう話合いになったのかお尋ねをします。

これで再質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） では、また順番を追ってご回答させていただきます。

まず最初の個人市民税の現年分でございますが、不納欠損の理由の確認ということだと思います。

こちらにつきましては、どうしても何も収入のない方、あるいは財産のない方、そういう方がいらっしゃいます。それで、死亡だとか不明だとかもちろんそういう方もいます。そういう方につきましては地方税法15条の7の5項によりまして、即時消滅というものもございます。その条項に合うものにつきましては即時で1年たたなくても現年で消滅させていると、不納欠損しているということでございます。

続きまして、法人市民税、現年分でございます。業種が分かればということだと思います。ちょっと業種別の詳しい資料を今持っていないんですが、例えば工業団地にあるような会社でありますとか、あと銀行、町工場、そのようなものも全部もちろん入ります。それで、そういう事業者につきましては、1件当たりの金額もかなり大きくなってくるものでございます。企業体が好調であっても市内企業の税額が下がることもございます。この辺ちょっとご了承願いたいのかなというふうに感じます。

続きまして、固定資産税の現年分の欠損分でございます。今まで滞納がなかったのかどうかということでございますが、もちろん過去にも滞納があった者もいます。過去に滞納があった者につきましても、現年で不納欠損処理する者にしましても、両方ございます。収入がなくても固定資産を所有していれば固定資産税というものがかかってしまいますので、極端に言うと、死亡してもかかってしまうというようなことになってしまいます。

そういうことで、今までも滞納はあったものもあります。単年度のものもあります。両方ありますということです。

それと、最後に固定資産税の滞繰分でございます。何年滞納したら差押えになるかという

ことですが、ご存じのとおり督促状を出してから10日を過ぎれば差押えをしなければならないということになっております。その後、先ほども言っていましたけれども、催告書だとか、いろいろ税相談も含めまして、個々の調査を行わせていただきます。手続きにおおむね半年だとか1年かかってしまうこともございます。換価財産がない場合で差し押さえできるものについては、そのような手続きを行いまして、1年先とかということになってしまいますが、財産調査等をしている中で、どうしてもその方に財産がないと、収入もないと、土地につきましても抵当権がかかっている……。

(発言する人あり)

○税務課長（伊藤義一） 固定資産につきましても、そのもの自体に抵当権が入っていたりとか、そういう換価価値のないものもございますので、その辺につきましてもは差押えをしても無意味なものになってしまいますので、差し押さえできないというような状況もございます。以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 37ページの住宅費の関係について回答いたします。

被災者住宅の修繕につきましては、財源として8割が国、県の補助となっており、その中で補助申請しておかないと財源不足が考えられるというところの中で、被災者に対して全ての予算を用意するという考え方から予算措置したものでございます。

実際に今回、令和元年度の台風の後で件数を要望したものはトータルで978件でございました。その中で実際に相談等を直接を受けているところが、令和元年で295件実際にございました。そういうものも持ちまして、この予算を計上したものでございます。

実際、本人から申請が来ませんと、補助金としてはお出しすることができません。実際、相談があったものは、令和2年まで含めて416件来ておりまして、相談に来た方に関しましては、申請漏れのないように常に連絡を取りながら事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

今、順序がちょっと違っていましたので。

○農水産課長（多田一徳） 失礼しました。農業費県補助金につきまして回答させていただきます。

申請者につきましては、421経営体でございます。支給までの日にちでございますが、工事完了後、実績報告書を提出いただいてからの日数としまして、県での書類検査、その後の

現地調査、現地調査に伺います農業者との日程調整などを含めると、1か月から2か月程度の時間を要しております。

次、3点目としまして、支給者の数でございますけれども、9月の支給者予定ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。9月での支給予定者ですけれども、192経営体でございます。残りにつきましては220経営体となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 39ページ、災害救助費委託金ですが、なぜ予算と決算で大きな差が出ているかの理由でございます。

先ほど37で都市整備課長のほうから申し上げましたが、同様の対応になるんですけれども、当初、半壊5件、一部損壊290件ということで、一部損壊の住宅が多く発生したということを受けて、日常生活に必要な部分を修理して早く取り戻していただけるということで、予算措置をしたものでございます。

大きな差が出た理由でございますが、実際は2件という申請でございましたが、そのほかにも、都市整備課のほうで実施をしているんですけれども、申請の相談等はあるようですが、こちらの決定まで至ってないということが理由でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私のほうから15番、臨時財政対策債についてということで、18億円も残した以上、借りなくてもいいのではないかとということですが、また先ほどと同じことになってしまいますけれども、交付税の代替措置ということで基本的には借りるという方針でございます。

そういった中で、これも先ほども言いましたけれども、7月にそのめどを立てるということがございまして、なかなか最後の剰余金がどれだけなるかというのが分からないということがございました。そういった中で、予算査定に当たっては精査をすれば、そこが防げるのではないかとございまして、何分にも繰越事業だとか、あるいは執行残、こういったものがございまして、なかなか少なくするというのは難しいというところがございます。

いずれにしても、予算査定、その後の財政運営等につきまして、きっちりとそこら辺については考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 市長。

○市長（明智忠直） 臨財債のことにつきまして、市長の考えということでご質問がありましたので、私のほうからご回答させていただきたいと思います。

高橋議員が言うように、1年間の収支、18億円もあると。財調も結構あるというようなことの中で臨財債をあえて借りる必要はないのではないかというようなことでありますけれども、今、財政課長から話があったように、そういったいろんな考え方もあろうかと思います。私としましては来年度の予算編成に当たりましては、大きな事業、そことのバランスもあると思います。大きな事業があれば、100%の起債というようなことで、この臨財債が使えるわけでありますので、そういった意味では有利になるのかなと。そういったことを含めまして、よく予算編成のときに精査をしまして、なるべくなら臨財債を借りないで済むような、そんな編成を指導していきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、83ページの生涯活躍のまち事業化支援業務についてですけれども、5年も6年もやっているということですが、これにつきましては平成29年から令和元年度までの間は、地方創生の推進交付金というものを頂いた中でやっております。それで、何の実績もないというお話がございましたけれども、移住者を何人集められるかというのが、そこまでの実績というのはこの時点では出ておりませんが、様々なセミナーを開いたり、あるいはウェブのアンケートを行ったりした中で、かなり移住したいという意見もアンケートの中ではいただいております。それと、このセミナー等を行った結果を生生涯活躍のまちのまちづくりに生かすということでは、実績は出ているものと考えております。

それと、先ほどの木内議員の質問の中で、県外からの移住者を把握していないというお話がございましたが、先ほども木内議員に回答したとおり、41件中10件が県外からということで当然把握はしております。そのうち都内からもあるだろうというお話が木内議員からあったので、都内からもあるけれども、ちょっと数が今、持ち合わせていないということを申し上げますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうから、（27）保育士処遇改善の再質疑ということで2点ほど回答いたします。

まず1点目は、公立と民間の平均給与額ということでございますが、給与とボーナス及び諸手当を含めた年間額ということでよろしいですか。そうしますと、公立保育所につきましては、ちなみに平均年齢は38.6歳ということで、年額465万3,144円です。民間保育所、こちらは平均年齢が37.5歳となります。397万4,342円です。公設民営の干潟保育所を含めると、平均年齢が37.2歳、金額が388万9,568円となります。

あと同じく私立の認定こども園、こちらは市内3園ございます。平均年齢が30.3歳、金額が368万2,580円となります。

それで、公立と民間との賃金格差という話でございます。昨年度、平成30年度の公立と私立保育所との差額が年額63万8,457円となっております。こちらは令和元年度になりますと67万8,802円ということで、約4万円ほど開いてしまっているということが現状です。

同じく公立と認定こども園との賃金格差につきましては、平成30年度、113万3,030円の格差があったものが、令和元年度には97万564円ということで、逆に約16万円ほど縮まっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、169ページ、看護学生入学支度金の関係についてご回答いたします。

まず対象者ですけれども、この事業は平成27年度より行っております。令和元年度までに71名の学生に対して貸付けを行っております。その内、大学を卒業した方が25名ございます。この25名のうち24名の学生が市内の病院に勤務しております。あと1人ということですが、その方も在学中に看護師免許を取得できず、現在は市内の病院に勤めながら看護師資格を取得中ということになっています。したがって、当初の目的は十分に達せられているものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、（29）きれいな旭をつくる会補助金に関しまして、ゴミゼロの対象団体は幾つあるのかというご質問でございます。

ゴミゼロは区や自治会を対象としておりまして、対象地区としては全部で156地区ございます。内訳としましては、旭地区が68地区、海上地区が17地区、飯岡地区が34地区、干潟地区が37地区でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（30）の221ページ、推奨品認定事業についてご答弁申し上げます。

こちらの販売の実績等を把握しているかということでございました。こちらの事業につきましては観光物産協会のほうで、推奨品、旭の逸品として認定いただいて、販路拡大につなげていければという事業でございます。すみません、私どものほうでは細かいのは把握しておりませんが、物産協会のほうにお願いしまして、今後これに認定されて、どれぐらい数が伸びているのかどうかというのは調査いただくようお願いしたいと思っております。

続きまして、観光物産協会の補助金の関係でございます。

まず仕事の内容はということで、先ほど申しましたが、単なる観光の案内だけではなくて、主催イベントや市のイベントにも支援いただいております。また、県内外で行われる観光のPR関係についても、そちらのほうに出向いて観光のPRをしていただいているところでございます。

職員数でございますが、正規の職員が1名、パートが3名、これは去年の数字でございます。通常のとおり月、金で勤務をしております。

この観光物産協会のメリット、意義はということでございますが、従来の観光協会のほかに物産という言葉が入っております。まさに旭は食のまち旭として、今の観光にはこの食というのがなかなか欠かせないということで、物産協会は民間ということでもありますので、この辺を生かしまして、旭市でおいしいお肉、また、おいしいお魚を提供するのはどこだと、こういうのを民間ならではの紹介ができるものとして、十分メリットのある協会であると考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では私からは、17年から要望件数はどのぐらいあるのかということと現在の現行予算で、何年くらい処理にかかるのかというご質問だったかと思います。

議員、すみません、うちのほうの要望件数なんですが、実は道路維持補修と道路改良工事の2本を一緒にしてあるんですが、この件数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 補修だけです。承知しました。

では、道路維持補修事業で何も本当に弊害がございましたら、現行予算でだいたい3年から4年ぐらいは必要かなという考えを持っています。ただ、これは他の事業を進めなくて、この事業だけということでご理解をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、私から335ページの東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてお答えします。

まず大阪で会った方ですけれども、この方はドイツで働いていますが、日本人の方です。ですので、言葉のほうは問題は特にございません。この方はナショナルチームの監督の友人でもあります。また、スポンサー企業にも勤務しております。こういった方からもドイツの卓球チームに旭市を勧めていただくことで、誘致につながるものと考えております。この方とは現在もメールで連絡を取り合っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、法人税、市民税の現年度課税分のございます、先ほど課長の工場関係、それから銀行などと申しておりましたが、結局、この法人税、銀行なんかは関係ないでしょう。法人税というのはあくまでも旭市に本社所在地がなかったら法人税はもらえないと思うんです。ですから、そういう中で、先ほど工業団地内のとか、それから銀行とか、ちょっとそれは認識が違いますか。私はあくまでも本社所在地、ここで法人税はもらえると思うんです。

それから、あと固定資産の現年課税の件でございます。現年課税の不納欠損でございますが、固定資産税というのは1月1日ですか、土地にかかるのではなく、これは所有者にかかるわけですよね、税金というのは。そういう中で、滞納がなくて単年度ですぐ不納欠損になってしまうというのは、これは私はちょっと解せないんです。だいたい滞納、これがあつた中で現年度不納は分かりますけれども、土地がきれい、それから、税金も完納している人では普通そういうこと、私は考えつかないのですが、もう一度、固定資産税の現年度課税の不納欠損についてご説明いただきます。

それから、37ページの農業費県補助金の関係でございますが、先ほどの課長の説明ですと、工事の確認をとれた段階で、1か月くらいで補助金が出るということです。その中で私が聞いている範囲では、この確認開始、これは今年の4月15日から始まったのではないですか。

それで、ちょっと私が聞いた話では560件ということでございますが、ただいまの課長の説明では約400何戸ですよ。そして4月15日から受付が始まって、完了届、その方は5月15日に出したら、では、この補助金はいつ入るんだといったら、早くて8月末だということでございますが、課長の先ほどの説明とは全然違ってしまうと思うんですが、もう一度具体的にご説明いただくと同時に、一戸当たりの補助金の金額がかなりの金額になりますので、やはり農家を含めて、資材屋もだいぶ資金繰りに苦しんでいるというのが現状でございますので、もう一度、具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、51ページの臨財債の関係でございますが、毎年、実質収支の中で半分は基金に積むという決まりがありますよね。そんな中で、結局、実質収支が臨財債、必要でないものを借りて、実質収支が大きければ、その半分は基金に積めるということになれば、それは格好いいと思うんです。いや、我々は努力してこれだけ貯金を積んだよと。ただ、見かけだけだと思うんです。そういう中でやはり実態に即した財政です。これを私はやるべきだと思うんです。実質収支が毎年、十何億円出るということは予算査定が甘い。それ以外、私は何もないと思うんです。そういうことでやはり実態に即した予算です。そういう中でなるべく臨財債は借りないと。ただ格好だけを考えて、臨財債を借りないためにはどうするのかお尋ねします。

それから、あとページ83です。生涯活躍のまちの関係でございますが、セミナーを開いたとか、そういう中で移住したいとか何とか、いろいろ要望があるということでございますが、実際に、我々はそういう実態は分からないわけです。そんな中でどのぐらいそれを実施した中で把握しているのかお尋ねします。

それから、あと183、きれいな旭をつくる補助金です。これは先ほどのお答えいただきました中では、だいたい各部落にやっているとありますが、ゴミゼロ運動でしょう。

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) では、改めての組織ではなく部落ということですね。

それから、あと225ページ、観光物産協会です。これは市とはあまり関係ないんですが、もし参考のために分かれば。この物産協会の予算、どのぐらいあるのか。そういう中で市が1,360万円を出しているということは、これは先ほど正職員が1人、パートが3人という話で、そうすると、人件費を市が持っているということだと思うんですが、その中で物産協会があつて、旭市の商店にメリットがあるとか、また、この新しい商品を開発した中で、何のメリットも出ていないと思うんです。物産協会があれば当然、この旭市の新商品を開発した

中でその辺がPRされていると思うんですが、PRされているとなれば、どのぐらいの新商品を含めた旭市の物産品が伸びているのか、もし分かればお尋ねします。

それから、あと237ページ、道路維持補修です。課長、三、四年で要望を全て満たせるということでございますが、従前の担当課長の答弁とはまるっきり違っているのです、違ってしまふというのは予算が増えない中で、なぜそういう結果になるのか。今、道路、バランスシートで約250億円あるということなんですよ。道路は税法上約50年ですので、250億円を50年で割ったら、年間5億円最低、維持補修に使わなくてははいけない。それと同時に昔の道路は平米1,000円でできたものが、今、1万円かかっているかも。そうすると、現状の金額に見直したら、かなりになるんです。それが2億8,800万円ですから約3億円くらいで、本当に課長の言うようなことになるのかどうかお尋ねします。

それから、あと335ページです。東京オリンピックの関係でございますが、先ほどの答弁ですと、旭市への誘致とかなんとか言っていますが、今さら誘致とかなんとか、本来であれば既に市長を含めて関係者がドイツに行っているわけですよ、かなりの経費をかけて、そんな中で職員が行って、また誘致というのは。ドイツからの卓球チームの誘致というのは今まで何であったのか。ドイツから来るという確証はなかったということではないのですか。その辺をお尋ねします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは順次ご回答させていただきます。

まず最初、法人市民税の関係でございます。本店でなければならないのではないかとということございました。

旭市税条例でございますが、第23条に市民税の納税義務者等というのがございます。そこ

に、市内に事務所または事業所を有する法人となっております。ですから、こちらは本店でなくても、支店であつても対象となるということでございます。

もう1点ございました。固定資産税の現年分でございます。滞納ないものをすぐ不納欠損するのはおかしいのではないかとということだと思います。

こちらにつきましてはいろいろな例があります。例えば死亡だとか病気だとか、本人に収入がなくなってしまうとか、そういうものについては即時不納欠損処理をするということになってしまいます。

また、所有者が死亡とかで所有者がいなくなってしまった土地、そういうものを関係者が所有権放棄等をするると誰ももう所有者がいなくなってしまう、そういうような土地につきましても、毎年課税されてしまいます。関係者がいないのですぐ不納欠損処理ということになってしまいます。

そのほかにも、本人、所有者が健康な場合でも、差押えをすることによりまして、生活を著しく窮迫させてしまう場合にも、例えば家屋敷があつた場合、そちらを処分するということはできないことになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それではお答えさせていただきます。

先ほど議員のほうから4月15日ということでお示しがありましたが、4月15日につきましては、補助事業の交付申請を開始した日にちになります。

当初、事業の要望としまして560件ほどの要望がございました。最終的に申請に至った件数が421経営体ということになります。

工事の完了後、実績報告につきましては随時受付をしております。補助金の支給に、支払いにつきましては、1回目を6月12日に行っているところではございますが、支給の期間につきましては、書類審査、現地の確認等で何も修正がない場合に1から2か月要しているところでございます。書類審査、現地確認の中で修正があつた場合には3か月程度要する場合もございます。

支払いにつきましては農業者それぞれの事情もあると思いますので、農水産課のほうにご相談をいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは15番目、臨時財政対策債についてお答えしたいと思います。

臨財債を借りないためにはどうしたらいいかということでございました。

交付税の代替措置でございますので、借りない前提ではございませんけれども、これだけ剰余金が出ているということがございますので、予算編成に当たりましては精査していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは生涯活躍のまち事業化支援業務の関係でお答えいたします。

本年2020年1月にウェブアンケート調査を実施いたしました。こちら、対象は東京23区、横浜市、川崎市、さいたま市の方々です。

その中で、旭市に移住したいと答えた方が435名おりました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） （29）のきれいな旭をつくる会補助金についてのご質問で、先ほど私のほうからゴミゼロの対象団体ということで回答させていただきましたが、ボランティア団体、環境ボランティア団体の数ということでよろしいでしょうか。

環境ボランティア団体の数は、令和元年度で27団体ございます。この27団体にきれいな旭をつくる会のほうから報奨金を交付いたしております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは31の観光物産協会の補助金について3回目の質問にご答弁申し上げます。

まず物産協会の昨年度の決算額、歳入ベースですと1,700万円ほどございます。

人件費、先ほど正規が1名、パートが3名、人件費分として750万円ほど支出しております。これは賃金、手当、諸保険等を含めての金額でございます。

こちらの物産協会に入るメリットというのが話ございました。先ほど食のまち旭をPRするものということで、これは一昨年、『まっふる旭』というのを作りました。ここには、市のおいしいお肉を提供する場所、魚介、それから野菜、その辺も紹介しております。これは協会の方々についてのお店を紹介しております。したがって、まだまだ発足して間もないと

ころですが、なるべく協会の方々を募集して、募りまして、こういうパンフレットは県内外の観光PRに使わせていただきますので、会員の募集も含めて、こちらに入れば販促等のメリットがあるんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からご回答いたします。

まず先ほどの数字なんですが、要望の残り件数の処理につきまして、単に今の現行予算で何年かかるかというご質問で回答をして、3年から4年で処理ができるのではないかとということに回答したつもりでございました。よろしくお願いします。

なお、主要道路が220キロメートル今でございます。それでだいたい修繕計画というものがございまして、それによりますと、10年かけて5億円ぐらいはかかるんじゃないかということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業について回答いたします。

ドイツ卓球チームの事前キャンプ誘致ですけれども、平成29年、市長をはじめ、ドイツへ訪問した際に、ドイツ卓球連盟会長からは口頭ではありますけれども、事前キャンプをするのであれば旭市で行うという約束をいただき、現在、実施の判断については代表選手が決定した後となっております。

今回、大阪で会った方ですけれども、誘致をより押し進めるためにも、また旭市をよりアピールするためにも協力していただくものであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計の決算の認定について質疑を行います。

決算書379ページからの施設勘定、滝郷診療所に関してですが、歳入決算額8,382万7,318円で、歳出決算額7,696万5,011円、それで歳入歳出差引残額686万2,307円となっています。先日の担当課の説明によりますと350万円を財政調整基金に積み立て、残額の336万2,000円余りを繰り越すとのことでした。

滝郷診療所へは、僕も毎年予防接種等でお世話になっており、こちらの医師は患者さんに対してとても親切で丁寧な診察をしてくれると大変評判がよく、患者数も年々増加傾向でありました。しかし、施設の老朽化が進んでいますので施設管理費や医業費が妥当であったのか心配なので伺います。

また、直近3か年の診療時間数の推移も合わせてお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） まず初めに、施設管理費と医業費の支出は妥当かということについてお答えさせていただきます。

施設管理費については、修繕工事などが見込めるものについては当初予算に組み入れ、当初見込んでいなかった突発的な修繕工事などは予備費等を使用し、即時対応しておりますので、適切なものと考えております。

また、医業費につきましては、医療用機械器具費において超音波画像診断装置などの買換えを行い、施設の充実を図っております。

次に直近3か年の診療時間でございますが、年度ごとにお答えいたします。平成29年度が1,236.5時間、平成30年度が1,225時間、令和元年度は1,211時間となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは再度伺いますが、滝郷診療所の決算に関して、施設の著しい老朽化や医療用機械、器具等において、医師や看護師ら職員の医業環境を損なわなければよいのですが、本市の見解を求めます。

加えて診療収入では診療済額6,775万9,920円となりましたが、薬価の改定が収益に大きな影響を及ぼすようなので、薬剤の収支として薬価差益の状況と各薬品の購入実績も伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 初めに、医業環境は損なわれていないかについてお答えいたします。

令和元年度は診察室、事務室、休憩室などの空調機の交換工事や屋上防水修繕工事を実施いたしました。

本年度においても新型コロナウイルス感染症防止対策として、患者はもとより、職員の安全と確保と診療所内の衛生環境を整えるため、次亜塩素酸空間除菌脱臭機や空気清浄機などを設置し、医業環境整備を図っております。

次に薬価収益でございますが、薬価収益につきましては正確な数値を出すことは困難でございますが、単価契約の予定数量で公定価格の総額から契約価格の総額を差し引きますと、約100万円の収益となります。

また、令和元年度の診療収入の決算額から医薬品衛生材料費の決算額を差し引きますと、3,847万9,567円となります。

次に医薬品の購入実績の状況でございますが、薬代とワクチン代を合わせまして、平成29年度は3,494万4,000円、平成30年度は2,855万3,000円、令和元年度は2,928万1,000円となっております。令和元年度と平成30年度を比較しますと72万8,000円、2.5%の増となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後に伺いますが、厚生労働省が行う薬価改定は、医療用医薬品の公定価格を見直すということでありまして、今までは原則として2年に1度でありましたが、昨年ぐらいからでしょうか、毎年行われるというようになりました。

その傾向は、事前に通知されていますので、そのことを踏まえて、本市としては、どのようなことに留意されて予算立てを行っているのか、具体的な取組等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 薬価改定を踏まえ、どのような取組を行っているかということについてお答えいたします。

令和元年度の薬価改定率は平成30年12月17日付けで告示され、消費税増税に合わせ、令和元年10月に実施されました。

旭市では、この告示によって示された改定率マイナス0.51%を加味し、患者数や診療収入の実績を基に予算編成を行い、適切な予算執行を行っております。

また、従前は2年に1度だった薬価を含む診療報酬改定ですが、令和元年度以降は毎年改定されるため、今まで以上に国の動向を注視した予算編成を行い、適切な予算の執行を行ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定についてありますが、505ページ、下水道事業負担金について、何件分の負担金なのか、また不納欠損額の具体的な理由についてお尋ねをします。

それから513ページ、公営企業会計移行支援業務委託料656万1,842円についてありますが、業務の委託先と業務内容、委託を行うことによるメリットについてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは議案第6号の2点のご質問に対して、お答えいたします。

何件と申しますのは、未納の件数でよろしいでしょうか。件数というのは未納の件数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 令和元年度末におきます未納の件数が25件でございます。

あと続けて、委託の件でよろしいでしょうか。委託の件で……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 失礼しました。

今回1件でございます。この方の状況を申し上げますと、土地の所有者本人が死亡、その後、配偶者が死亡、あとそのご子息も亡くなりました。それで相続の画地ができないものですので調査を行いました結果、そのお子さんの配偶者という方を調査で見つけましたが、残念ながらその方は財産等見合うものがないということで、今回不納欠損に至ったものでございます。

続けて、公営企業の委託でございますが、この内容でございますが、具体的には、公営企業の会計のシステム、こちらの導入に係る導入経費と、あとハード、ソフトの賃貸借料等、もろもろの合計です。総計で1,312万3,684円、これを後ほどのご質問とかぶってしまいますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、それぞれ2会計で2分の1の負担で656万1,842円でございます。

なお、請負の業者はCDCシステムということで、実は昨年度、一般競争入札でそちらの導入の入札をした業者でありまして、元年度は随意契約ということでございます。

この導入のメリットとありますが、実は議員ご案内とは思いますが、公営企業ということで複式簿記の仕訳に基づいたもろもろの会計処理が必須となりますので、当然、導入すべきものと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、513ページの委託料の関係、結局、下水道と、それから集落排水ですか、これは事務というより事業、今のシステムと変えるということですね。

そういう中で、なぜ委託しなければならないのか、当然、市には資産台帳があるでしょう。資産台帳があって、そしてこの償却などは多分税法上でやっていると思うんですよ。職員で簡単に私はできると思うんですが、なぜ業者委託をしなければならないのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 説明が不明瞭で申し訳ございませんでした。

今、議員ご指摘の固定資産でありますとか、企業債、こういったものの台帳の洗い出しは職員が全て行って、データ化をいたしました。その受皿としてこの導入したシステムに組み込むということで対応させていただいた部分でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 職員がそれを全部洗い出したわけですね。

そういう中で、結局今度は新しい企業会計にする、そこまでやれば、あとは簡単だろうと思うんです。何も業者に委託しなくても。そこまで一番大変なんですよ。そういう中で、当然、優秀な職員の皆さん方ですから、そのぐらい簡単にできると思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 再々同じ説明で申し訳ございません。

職員がそういう作業を行うとしても、やはり複式簿記に伴います仕訳でありますとか、いろいろな勘定科目、こういったものの理解というのは、現金主義であります一般会計の経理とは全く異なるものと考えております。

繰り返しになりますが、今回の委託の中にはそういった作業は入っておりません。純然たる企業会計システムの導入と賃貸借、保守、その他ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、529ページ、農業集落排水事業受益者分担金168万円についてであります。何件分の分担金なのか、また予算額に対して42万円の減収となっておりますが、その理由についてお

尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは議案第7号についてお答えいたします。

農業集落排水事業の分担金でございますが、こちらは1加入につき42万円ということで条例に定められております。42万円の4件分ということで168万円の計上となっております。

なお、予算の差額は1件分の執行残ということでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは下水道エリア内は接続率は低いわけでございます。下水道事業。

しかしながらそういう中で、農業集落排水事業エリア内の加入率と接続率はどのようになっているのか、また、今後増えることがあるのかをお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それではお答えいたします。

農業集落排水事業の接続等に関しましては、今回決算書と一緒にお配りいたしました歳入歳出に関する説明資料の中に普及率等の資料がございまして、江ヶ崎地区、琴田地区、2地区を合わせた全体の普及率が令和元年度で77.4%ということとなっております。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 今後の見込みということでご質問ございました、すみません。

農業集落排水事業自体がもともと小規模の集落の設定でございますので、現段階より飛躍的に伸びるという予測は持っておりません。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、農業集落排水事業も77.4%ということですから、普及率はあまりよくないということですね。そういう中で、残りの方々はどういう対応をしているのか、お尋ねします。それに対して、また、結局この農業集落排水に加入されない方については、今度はどういう対応を取っていくのかをお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 大変恐縮ですが、農業集落排水事業につきましては、これは一つ

の言い訳として、4月1日に当方に事業移管いただきました。公共下水道と同じように普及率向上、この辺の目途に目指していくという考えはございますが、個別の普及促進でありますとか、そういったものについては今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

議案書11ページからの令和元年度旭市水道事業報告についての質問です。

まず年間給水量607万5,225立米と、料金収入の基礎となっている年間有収水量565万4,903立米であります。差し引きおよそ42万立米が料金には反映されません。特に無効水量が34立米で、前年比125%増となっておりますが、当年度の無効水量を10年前、5年前と比較し伺います。

また、無効水量を金額でお示しいただきたいというように思います。

また、江ヶ崎地区とイ地区に排水管布設工事を実施していますが、それにかかった総費用とそのことでどの程度給水件数の増を見込んでいるのかを伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは議案第8号につきましてご回答させていただきます。

まず1点目でございますが、無効水量でございます。5年前、10年前の無効水量はどれぐらいかということでございますが、5年前、平成26年度で18万8,698立方メートルになります。10年前、平成21年度になります。こちらは3万8,910立方メートルとなっております。

2点目としまして、無効水量を金額で示すとどのぐらいになるかということでございますが、これにつきましては、東総広域水道企業団からの受水費単価で算出した金額でお答えさせていただきます。

まず無効水量34万86立方メートルで税込みで約1,650万円、内訳としましては、そのうち

の漏水が31万1,495立方メートルで約1,610万円、その他、調定減が8,591立方メートルで約440万円でございます。

続きまして、江ヶ崎、イ地区の排水管工事で総費用でございますが、江ヶ崎地区排水管布設工事で1,605万6,700円、イ地区排水管布設工事で1,171万3,900円、合わせて2,777万600円となります。

この工事に接続ができるようになって給水件数の増加をどのぐらい見ているかということでございますが、この当該工事につきましては、現在、建設課が行っている中央病院のアクセス道路の建設工事に合わせまして行っている工事でございます。現在のところはまだ完成しておりませんので接続はしておりません。この工事につきましては、新しい道路ということで給水件数増加を見込みで工事を行ったわけではなくて、この工事は災害時における断水区域の軽減や将来的な配水エリアの拡大に備えたループ管となる水道管を布設しているものでありまして、今後も建設課の工事に合わせて延伸を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本市では非常に大きな無効水量となっており、巨額な費用をそれには要しているということであります。

では、全国平均ですか、その辺のところや近隣自治体の状況を伺いたいと、そのように思います。

また、江ヶ崎地区とイ地区に配水管布設工事を実施して、接続の増とか、そういうことではなくてループ化だとか、新しくできたからやったんだという話を今伺いましたが、ほかに何か利点があるようであれば教えていただきたいと、そのように思います。

また、当該年度の漏水発覚や漏水対策、その工事の実績を併せてお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えをいたします。

無効水量の近隣の状況につきまして、まず1点目としてお答えさせていただきます。

近隣につきましては、銚子市、東庄町、八匠水道企業団とさせていただきたいと思えます。

こちらは5年前、10年前……

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） そうしますと、一番新しいデータで平成30年度になりますので、旭

市では平成30年度4.5%、銚子市では6.0%、東庄町では1.4%、八匳水道企業団では2.0%、全国平均になりますと、こちらは29年度のデータになります、7.5%。ちなみに参考までに千葉県ですけれども、千葉県は4.8%ということになっております。

それと先ほどの江ヶ崎地区の工事について接続できるようになった場合の利点ということですが、これにつきましては、道路も完成し水道が通水できるようになれば、先ほど申し上げましたように、災害時等で断水も少なくなりますし、将来的には道路に住宅が張りつけば、そういった方も加入してくれる可能性もあると考えております。

それと、漏水修繕工事でよろしいでしょうか。それでは令和元年度に実施しました漏水修繕工事でございますが、件数で合計が56件、工事費は1,968万8,487円でございます。その内訳としましては、配水管の漏水修繕工事は5件、工事費は903万1,000円、給水管及び止水栓等の給水装置の修繕工事は51件で、工事費は1,065万7,487円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 無効水量ですね、これはなかなか抜本的な改善傾向にないということが分かったところでありますが、それでは旭市水道長期計画であります旭市水道ビジョンが今年度策定されました。たしか、昨年の質疑において、2か年計画で事業委託して策定中との答弁をいただいたことを覚えております。

当該年度は重要作業があったのでないかなと思いますが、旭市水道ビジョン策定に当たり最も留意した点と一番時間を要した点、また、業務委託の内容とその費用について、この4点をお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではまず1点目の水道ビジョンで留意した点でございます。

これにつきましては、旭市水道1市3町、17年に合併しまして、各市町とも54年に認可をいただきまして、56年から給水を開始しておりまして耐用年数の時期を迎えるのが同時期になってしまうということが一番、そういうことでいかにどういった形で各施設、配水場や管路の――管路につきましては市内全部で約600キロメートルほどございますので、そういったことで耐震化をどのように図っていくかということに留意いたしました。

時間を要した件につきましては、一番要したのはやはり耐震化計画です。要するに優先順位、どこから耐震化を進めていくか、どういった施設から始めていくかと、そういったとこ

ろです。

内容につきましては、まずは水道ビジョン、これにつきましては10年間の事業計画でございます。それと経営戦略、これにつきましては経営戦略策定ガイドラインに準じて作成をいたしました。それとアセットマネジメント計画、それと耐震化計画、この4点の作成の業務内容となっています。

委託契約でございますが、2,860万円ぐらいだと思います。ちょっとはつきりしたことが……ちょっとお待ちください。

税抜きで2,650万円ですから、すみません、税抜きで2,650万円ということでしたいただければと。申し訳ないです。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての15ページ、業務量についてであります。先ほどちょっと、これは質問があったようでございますが、無効水量が前年度と比較して、6万8,779立方ですか。前年から比較しますと、25.4%増えています。その理由についてお尋ねをします。

それから17ページ、事業費に関する事項について、原水及び上水について、前年度と比較して5,500万円ほど低くなっていますが、その理由についてお尋ねします。

それから29ページ、企業債明細書であります。企業債の借入利率も近年は0.5から0.6%と低くなっていますが、合併前などに借り入れた企業債の利率は4.4%と非常に高く借り入れています。水道事業会計は剰余金もあり繰上償還をすることができると思いますが、ただ、そういう中で、これらの企業債は借り換えることができないから現状のままにしておくのか、その辺をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えをいたします。

まず1点目でございますが、無効水量、内訳としましては、こちらは赤水や漏水に伴う調定減が8,591立方メートルで、こちらは全体の0.1%になっております。

その他が漏水となりまして33万1,495立方メートルで全体の5.5%となっております。前年対比で6万8,779立方メートルの増加の要因としましては、漏水量6万8,591立方メートルの増加によるものでございます。

続きまして（２）でございますが、原水及び上水費、これは東総広域水道企業団からの上水購入費、受水費でございます。この受水費につきましては基本料金に相当する部分と使用水量に応じた部分との２段階で計算されるものでございます。そのうちの基本料金の部分の基礎となる基本水量の基本水量割合が平成30年度までは契約受水量の85%であったものが、令和元年度から3年度までの3年間にしましては76%に、9%ですか、85%から76%に引き下げられたことにより約5,500万円の減となったものでございます。

3点目でございますが、企業債でございますが、企業債の借換え及び繰上償還につきましては保証金を支払うことにより行うことができますが、この保証金について、特に借入利率が先ほど議員からお話ございましたように、借入利率が3.65%から4.4%と高い政府資金に以前照会したところ、支払い予定利息とほぼ同額が保証金として必要となることでしたので、借換え及び繰上償還は行いませんでした。

なお、平成17年移行に借り入れています公庫資金や機構資金につきましては、未償還残高が多いこともあり、利息の軽減が見込める部分がございますが、企業債の借入れは水道事業としては、世代間の負担の公平性の確保をすることが本来の目的でございますので繰上償還は現在のところは予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 議案第9号について質問をいたします。

20ページの教育費の説明欄2番の教育の情報化推進事業についてですが、これは4億5,000万円余りを使いましてタブレットを全小中学生に配布をするというような事業ということですが、まずタブレットの台数、それと購入単価、それからいつ頃実際に使われるようになる予定なのか、そして、このタブレットの配布によりまして授業がどのように変わっていくのか、お伺いをいたします。

次に21ページ、小学校施設改修事業、それと次の22ページの中学校施設改修事業、同様の事業と思われるので一緒に質問をします。

小学校の改修事業については網戸の事業もありましたが、そちらのほうでなくて、手洗い場の増設ですか、このことにつきまして質問をさせていただきます。

それぞれの手洗い場を設置する学校は、学校名をお伺いします。それとどのような手洗い場、方式ですか、どういう方式になるのか、お伺いします。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、建設課長、下水道課長及び水道課長より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 先ほど、議案第1号におきまして、高橋議員のご質問の中で、(33)、P237の案件で、最後に答弁しました修繕内容につきまして、修正をお願いしたいと思います。

まず、旭市舗装修繕計画によりまして試算をいたしました修繕の内容でございます。年間修繕費用として約7,600万円ということで、年間、修正をしてください。お願いします。

あとは、年数の計画年ですが、40年を計画年としております。総計で30億4,000万円ということをお願いしたいと思います。

また、対象道路の延長ですが、約1,096キロメートルということをお願いをしたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤 保） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、先ほど、高橋議員よりご質問のありました議案第6号及び議案第7号のうち、公営企業会計移行の支援業務の委託先ということで、先ほどシーデーシーシステムと私申し上げましたが、正式名称を申し上げます。千葉市中央区、シーデーシー情報システム株式会社ということで、大変恐縮ですが、訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 先ほど、議案第8号で、林議員から質問がありました最初の無効水量の関係で、2か所訂正のほうを、申し訳ございません、お願いいたします。

無効水量を金額に換算したら幾らになるかというご質問の中で、無効水量の内訳の漏水、まず量です、33万1,495立方メートルが正解なんですけれども、私のほうで読み間違えてしまったようなので、訂正のほうをお願いします。漏水量は33万1,495立方メートルでございます。

もう一つ、調定減ですけれども、この金額、先ほど、調定減の金額約440万円と回答いたしました、申し訳ございません、1桁間違えて、40万円が正解でございます。440万円ではなく40万円に訂正のほうよろしくをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤 保） 引き続き、島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から、20ページ、教育の情報化推進事業について回答いたします。

導入予定のタブレットですが、台数は4,700台。単価につきましては、学習用ソフト代等込みで約7万8,000円。どうにか今年度中には導入できるように予定しておるところであります。

次に、授業はどうなるのかということでございますが、まず、端末を一人ひとりが持つことにより、個に応じた学習の支援を行いやすくなることが挙げられます。

現在、市で導入している学習支援ソフトを活用することにより、児童・生徒の学習状況を把握しながら確認テストを実施したり、その結果から一人ひとりの理解に応じて問題を出题したりすることができ、学力の定着と向上が期待できます。

校舎内にはWi-Fiが整備されておりますので、教員と児童・生徒双方向のやり取りも可能であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、私のほうから、21ページの小学校施設改修事業と、22ページの中学校施設改修事業で、手洗い場を設置する学校名と、どのような手洗い場が増設するかについて、併せてお答えいたします。

まず、小学校の洗面台の増設工事についてですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、手洗いやうがいを継続的に実施しておりますが、洗面台の不足するところと要望があ

った中央小学校、鶴巻小学校、嚶鳴小学校へ、手を洗う際に触る部分を最小限に抑えられるレバー式の蛇口を6基ほど設置し、それに見合う手洗い用シンクに組み合わせたものをそれぞれ4台ずつ増設するものであります。

次に、中学校の洗面台の増設工事についてですが、洗面台が不足している海上中学校へ、レバー式の蛇口を6基ほど設置し、それに見合う手洗い用シンクに組み合わせたものを4台増設するものでございます。

私からは以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） タブレットの配布につきましては台数とかお伺いしました。これは市の所有ということで、教育用の備品というようなことでいいですよね。というような考え方で、貸与すると、子どもらに、そういうことで。

そういうことになりますと市が所有するということであれば、今現在は4億5,000万円と多額の費用をかけて事業を進めていくわけでありますけれども、更新費用といたしますか、今後そういうことも考慮されなければならないのかなと。耐用年数とか更新費用とか、今後どうしていくのか、その辺は市の備品であれば市が負担するということになるのかなと思います。多額の負担が発生するのかなと思いますけれども、その辺についてはどう考えているのかお伺いいたします。

それと、事業の内容につきましては、一人ひとりの子どもさんに配って個に応じた支援ができるんだと。それによりまして学力の向上が期待できるというようなことでありましたけれども、肝腎なコロナ対策としての、例えばコロナが今後また多くなって学校が閉鎖されたら、そういったようなことを想定した場合の使い方、その辺については双方向でやったりそういうことが可能なかどうか、その辺についてお伺いをします。

それと、手洗い場のほうにつきましてはレバー式の蛇口ということで、ひねるよりは接触する場面が、場面といたしますか、接触が少なくなるのかなというような気がしますけれども、できれば、今いろいろ言われておりますが、自動式ですか、お金は当然かかるとは思います、コロナ対策ということであれば自動式の蛇口といったような考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議員おっしゃるように、タブレット端末につきましては、学校

の備品として貸し出すと、このような活用方法を考えております。

また、次に更新する際の費用でございますが、今回整備した自治体では全国で一斉に更新時期を迎えることが想定されます。今回のように国の財政支援があるかどうかは不明ではありますが、更新に当たっては、国や県の情報、他市町村の動向を見ながら、財源と時期について適切な見通しを立て、計画的に進めてまいりたいと考えております。

もう一点、これは家庭に持ち帰っての活用も考えております。ただ、現状では、インターネット環境が整っていない家庭もございますので、オフラインで利用できる学習支援ソフトを使いながら家庭学習で活用するということを考えております。家庭にネット環境があれば、当然のことながら児童・生徒と教員が顔を見ながら、課題を確認しながらのやり取りも可能でございます。

また、先ほど申し上げましたように、学校においてはネット環境が整っておりますので、これの双方向ってというのは学校においては可能であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 自動水栓の検討についてご回答いたします。

自動水栓については費用面や衛生面などについて比較検討してまいりましたが、今回の設置場所についてはテラスなど屋外への設置もありますので、耐久性なども考慮したものでありますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） タブレットの使い方につきましてはだいたい理解いたしました。

水道のほうですけれども、蛇口のほうですか、今回は自動の蛇口は考えていないということでありました。恐らく予算的な面もあると思いますけれども、そういった中でありますけれども、レバー式はそんなに高くないと思うんですね。

今のこれを、こうやってひねる方式をレバー式に変えるっていうことも、接触の機会が減るということで有効だと思いますので、そのへんも今後考えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） レバー式の水栓の切替えについては、今後の学校側の意見を踏まえ

て、部分的に設置をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 全く同じ質問なんですけど、やはり島田議員がおっしゃったように、私は、せっかくやるのであれば、これは自動式だと思っていたんですが、そのように私も思います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 先ほどもご答弁しましたけれども、やはり今回、設置場所についてはテラスなど屋外のほうに設置するのが多いので、耐久性なども、やはり電気……

（発言する人あり）

○庶務課長（杉本芳正） すみません。

屋外などの設置もあるため、耐久性なども考慮したものでございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 屋外だと耐久性が劣るんですか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 自動水栓ですと、やはり電気を通すような形でやると思います。そうすると、やはり屋外ですので風などに反応してしまうような形もあると思うんです。その場合、やはり電気設備等の感知のほうも雨などにぬれる可能性もありますので、それについて考慮したものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、質疑を行います。

初めに、12ページの2款1項1目、説明欄2、庁舎管理費についてです。

これは感染症対策として、この本庁舎へ体温を測定できるサーモグラフィーを設置するものであり、50万6,000円の予算を計上しておりますが、具体的にどのようなもので、どのような契約方法となるのかを伺います。

次に、15ページの3款3項1目、説明欄2、新生児特別定額給付金給付事業についてです。

こちらは、国民1人当たり10万円給付された特別定額給付金の基準日である4月27日の翌日から来年4月1日までに出産した母親に対し10万円給付するもので、およそ4,000万円が予算計上されています。では、新生児誕生の見込み人数と、その具体的な算出理由を伺います。

次に、17ページの4款1項1目、説明欄1、医療機関支援金給付事業についてです。

これは感染症対策として市内の医療機関1施設当たり20万円の支援金を給付するとのことですが、割り返してみますと77件分の予算計上であることが分かります。そこで、市内の対象施設の業種別見込み件数と、旭市の中央病院と滝郷診療所の取扱いについて伺います。

次に、同じく17ページの4款1項2目、説明欄3、あさひ健康応援ポイント事業について質問します。

これまで行ってきた事業を新型コロナウイルス対策を含めたものに拡充するようで、報償費として237万1,000円が計上されましたが、改めてこの事業の目的と当初予算額、加えて新型コロナウイルス対策を含めたとはどのような対策なのか伺います。また、報償費の具体的な内容も併せて教えてください。

次に、20ページの10款1項2目、説明欄2、教育の情報化推進事業について質問します。

この事業に関しては、6月の前定例会で、小・中学校等の学習支援ソフト導入について提案型の質問をいたしました。それは、他の自治体と比較したとき、児童・生徒1人1台の端末の完全整備が急がれ、学校でのネットワーク環境整備、家庭に対する通信環境の整備支援、指導員配置に向けた取組が必要なので、休校時の対応や、きめ細やかな学習支援のために、オンライン授業導入の必要性やその期待が高まっているので、感染症の第2波、第3波も考えたときに、早期の実現に向けた整備計画と運用計画を急ぐべきだというものでありました。

小学生にも分かるように一言で伝えますと、これが今、旭市がやれるフルスペックだと思っています。では、今回のこのものはそれと比べ、どの程度劣っているのか教えてください。

次に、22ページの10款3項1目、説明欄1、中学校施設改修事業について質問します。

工事請負費の836万円、これは海上中学校への洗面台の増設ということですが、今、同じ海上中学校出身の大先輩2人から質問がありました。僕も爪痕を残したいので、薄くなりますが、質問をちょっとなと思います。この事業で少子化に合わせた今後の事業計画等があるようでしたら伺いたいということでもあります。

最後に、23ページの10款5項2目、説明欄1、社会体育施設改修事業について質問します。

総合体育館の空調と換気扇の改修ということで、こちらの事業も感染症対策ということでありましたが、この総合体育館は毎年何らかの工事が入り、非常に莫大な維持費、維持管理費がかかっています。たしか大規模修繕が終わったばかりでありましたが、この提案の事業効果を望むに当たり、当該施設で20年以上続く出入口の雨漏りは解消できているのか伺います。また、今後の改修計画、毎年行っていますが、あるようでしたらお示してください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、備品購入費のスマート型のカメラのほうの具体的な内容をお知らせします。

防犯カメラタイプかスマートフォンタイプのものを現在検討しておりまして、三脚等の上に置いて、設置場所を選ばない汎用性の高いものを想定しております。

契約方法につきましては随意契約を予定しております。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） （2）の新生児特別定額給付金について回答いたします。

林議員おっしゃっていましたがとおり、対象の児童が4月28日から3年の4月1日までに生まれた新生児ということでございます。

今回の補正予算につきましては、今年度分の事業分、3年3月31日までの新生児を400人と見込みました。なお、4月1日分の新生児分については、令和3年度当初予算で対応したいと考えております。

400人の算出根拠でございます。

既に4月から7月分につきましては、実績ということで102名の実績がございます。8月以降につきましては、過去の3年間の実績、平成29年から令和元年の出生人数で一番高い平成29年451名を月割りした人数、月当たり37人ということになります。そちらに8か月を掛けて、合わせると398名ということで、2名プラスして400名ということで算出いたしました。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、まず、P17、医療機関支援金給付事業の77件の内訳ということで、ご説明させていただきます。

医療機関のほうへの支援ということで、内科等の医療機関35か所、歯科医療機関42か所を

想定しております。あとは、中央病院と滝郷診療所ということでございますけれども、旭中央病院と滝郷診療所につきましては、この支援には含まれておりません。

次に、あさひ健康応援ポイントのほうになります。

まず、内容です。本事業は、市民の健康づくりを支援するため、健診等の取組項目をポイント化し、応募基準のポイント数に達した応募参加者の中から抽せんを行い、景品を進呈するものでございます。

当初予算、景品のところに増額がだいぶ入っているわけですが、当初予算が62万9,000円を、237万1,000円増額させていただきまして、景品として充てさせていただきたいと思います。

コロナ感染症との関係はどうなんだってということだと思いますが、こちらは新型コロナ予防と併せ、自身が健康増進を努めることも当然大事であります。今回、自身の健康づくりへの取組に対するポイントも加えまして、感染症対策を行った場合もポイントを付与しまして、併せて実施していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、20ページ、教育の情報化推進事業について回答をさせていただきます。

議員おっしゃられるように、6月の第2回定例会においては、第2波、第3波を想定し、インターネット環境がない家庭を最優先に、通信機能がついたタブレット端末の貸与等の環境整備を検討している。また、1人1台のパソコン整備については、今後、研究検討していくと回答したところであります。

ご質問の、フルスペックからどの程度おくらしているのかということですが、現段階の計画においては、オンラインで学校と全ての家庭をつなぐまでには至っていないということが課題であると考えております。

また、今後、教員の指導力と効果的な活用方法については研究をしていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 少子化における今後の事業計画でよろしいですかね。はい。

それでは、中学校改修事業について今後の事業計画ということでございます。

学校の再編計画を現在作成している状況です。あと、個別施設計画や長寿命計画についても作成を進め、それに沿って改修のほうを進めたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、23ページ、社会体育施設改修事業について回答いたします。

総合体育館につきましては、開館して23年経過しておりまして、大なり小なりいろんな修繕をかけておるところであります。今回補正はトレーニングルームの空調機、こちらも故障により更新するものであります。また、メインアリーナ四隅に設置してあります、室内の空気を外に排出する排風機というのも、こちらも故障しており改修するものです。

あと、出入口の雨漏りはどうなっているんだということでしたが、こちらは令和2年2月に工事を終えております。

あと、大きな計画はあるのかということでしたが、今のところ総合体育館の予定としましては、令和3年度にメインアリーナの天井の照明改修、令和4年度にメインアリーナの床の改修、張り替えです。あと、令和5年度、こちらが空調関係でボイラー式をパッケージ化の変更を予定しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度質問を何点かいたします。

まず、庁舎管理費のサーモグラフィーシステムですが、この装置の運用方法ですか、いわゆる取扱いには誰が行い、例えばセンサーが反応して警告者が出た場合の対応はどのように行うのかを伺います。

次に、新生児特別定額給付金給付事業についてですが、先ほど、新生児誕生の見込み数を伺い、答弁をいただきました。本市では、出産支援事業等の出産給付事業ですかね。

（発言する人あり）

○4番（林 晴道） 祝い金ですね。新生児が誕生した場合の祝い金がありますけれども、毎年、不思議と予算と決算に大きな乖離がないので、新生児誕生がよく分かるものだなと常々不思議に思い、感心をしていました。でありますので、もし誕生をこの事業で見込んでいる新生児が分かるのであれば、その人の男女比なんかも分かるようであれば教えてください。

次に、医療機関支援金給付事業についてですが、給付金給付の手続きに関して、その時期

や申請方法、それと周知はどのように行うのかを併せてお尋ねします。

次に、あさひ健康応援ポイント事業についてですが、報償費237万円は景品等を拡充するための経費という答弁でありました。では、その参加条件をまず伺います。それと、何といっても一番気になるのは景品の内容になるわけであります。このコロナ禍においては、渡航制限がありますので、まさかハワイ旅行というわけにはいかないのかなと思っていますが、いっちゃいませんよね。

(発言する人あり)

○4番(林 晴道) どんな魅力的な景品を計画しているのか、もったいぶらずに、ここでぜひ発表をしてください。

次に、教育の情報化推進事業についてですが、では、この事業にかかる費用4億5,120万6,000円、その財源内訳と具体的な活用方法を伺います。

最後に、社会体育施設改修事業についてであります。予算がつくからといって何でもやればよいというわけではありません。貴重な税金でありますので、本事業はどのような事業効果を見込んでいるのか具体的に伺いたいと、そのように思います。

○議長(伊藤 保) 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(宮内敏之) それでは、ご質問の回答いたします。

まず、サーモグラフィーシステムっていうようなすばらしいお名前なんですけれども、予算的に本当に簡易的な測定を想定していましたので、システムアップまでっていうことは考えておりません。

しかし、今の技術でいきますと、AI機能を用いたタブレット型のカメラもありますので、そこではAIで判断しまして、音声でお知らせをします。または、マスクをしていない場合には、マスクをしてくださいっていうようなものができるようなものもありますので、そういったもので庁舎の入り口付近にパネル等で案内をしながら、自己的に測定をしていただいで判断していただくというふうに考えております。

それと、あと、そういったことから、取りあえず警告時には職員を配置するようなことではなく、まずその状況を見ながら、現在のところ考えているところであります。

それでまた、今後ますますもっとそういった状況が、感染者が増えてきて、こういうことが必要であれば、また、そういった面で検討させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほどの再質問についてお答えします。

男女比ということでございますが、これから生まれてくるということなので、ちょっと男女比のほうは正直分かりません。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、医療機関支援金給付事業の申請方法ということですが、申請は各施設ごとの個別申請ということになります。周知につきましては、医師会、歯科医師会に加入している医療機関には、それぞれ医師会、歯科医師会を通じて申請を呼びかけていただく予定でございます。また、未加入の医療機関につきましては、広報、ホームページなどで周知をしていきたいと思っております。申請の時期でございますけれども、一応、本予算成立後、10月1日から年度内を予定しています。

あとは、ポイントのほうです。ポイントの参加条件ということで、参加条件は18歳以上の方であれば誰でも参加できます。それで、あと、応募用紙のほうに記載がございまして、いろいろな健康に対する取組だとか、健診を受けたとかというのもポイントの一つなんです。今年に限ってはなかなかちょっとポイントを取りづらいということで、また、先ほど申し上げましたとおり感染症も予防するっていう観点から、感染症対策を実施したということにもポイントを付与しまして、500ポイントがたまったら申請していただいて、抽選で商品を受けられるというようなことになります。

あとは、景品をもったいぶらずに教えろということでございますが、例年A賞からF賞、参加賞ぐらいまでを想定してございまして、おおむねAからDとか上位のほうは健康づくりに関連する品物が多く、また、さらには市内で使える商品券や買物券なども中心として出している予定なんです。今回は多くの方に幅広く使っていただけるように、商品券や買物券の割合も特に増やしていきたいなと思っております。

上位の商品については、まだちょっと検討中でございますので、そちらについては決まっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から回答いたします。

まず、財源でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、3億9,897万5,000円、一般財源から5,223万1,000円を見込んでおります。

次に、活用方法でありますが、学校の授業での活用に加えて、家に持ち帰って家庭学習での活用も考えております。

まずは、第1段階として、インターネット環境のない家庭でもそのまま使える学習ソフトを導入し、児童・生徒が等しく同じように学習できる活用方法を考えております。オンライン授業や動画の視聴などインターネット環境が必要な活用方法については、通信費などの面を含め、今後、研究検討してまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、23ページ、社会体育施設改修事業について回答いたします。

効果ですけれども、まず、トレーニングルームの空調機ですけれども、現在2系統あるうちの1系統が故障しておりまして、残りの1系統で今対応をしているところです。

トレーニングルームにつきましては、現在コロナウイルス感染症予防対策のため、窓を開けて換気をしておりますが、室温がだいぶ上がってきてしまっております。そういったことを防ぐためにも、熱中症予防のため、また、コロナウイルス感染症対策のために空調機の改修を図るものです。

メインアリーナ、排風機ですけれども、こちらもコロナ禍により室内の換気の必要性が高まっております。フロアの四隅から室内の空気を外へ排出することから、こちらもコロナウイルス感染症対策になると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは最後に、もう何点かに絞って伺いたいと思います。

まず、庁舎に設置するサーモグラフィーシステムですが、要はそこで反応してしまった人の対応、来庁者の万が一のそういう対応が一番大切だと思います。そのへんのところを早期にしっかりと、どのような形で対応していくのかというのを決めてもらったほうがいいであろうと思います。

やはり近くにいる職員の方だとか受付の方だとか、何か被害があっては困りますので、しっかりと決まり事というんですか、規約というんですか、つくっていただけたらいいのかなと、そのように思います。伺いたいと思います。

次に、医療機関支援金給付事業についてですが、給付金の手続きに関してその時期等はお

尋ねをいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療機関の経営状況の悪化というのが、昨今、新聞、メディア等で知ることになるんですけれども、支援金を1事業所につき20万円とした理由を伺います。

次に、あさひ健康応援ポイント事業についてですが、事業の内容それから計画はよく分かりました。たとえ景品にハワイ旅行がなかったとしても、この事業は市民の健康づくりや健康意識の向上、これはもとより、老若男女誰でも公平に参加でき、それに、担当課長では答弁できなかったと思いますが、実は市内の経済対策や景気回復の起爆剤になるよい事業だと思っています。

行政がまさに今やるべきイベントの一つだと考えるので、僕は、この手の事業は1人でも多くの市民に呼びかけ、大いに盛り上げてもらいたいと思いますし、ここにさらなる予算措置を講ずる議論ができることを望みます。それから、そういうところを踏まえて、本市の見解を求めます。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 指摘のほう、ありがとうございます。

それでは、早速こういった対応のほうにつきましては庁内で検討させていただいて、いい方向になるように準備ができればなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、支援金のほうの20万円の根拠ということでお答えさせていただきます。

他の支援金給付事業であります福祉事業所支援金、介護事業所支援金の給付額が、1事業所につき20万円であるということから、同額とさせていただきました。

続きまして、健康応援ポイントの増額。増額という言葉は到底予想しておりませんでした。担当課としては大変ありがたいお言葉で、感謝申し上げます。

今回の増額補正は、市民自らが新型コロナウイルスの感染予防と健康増進の両方を積極的に取り組んでいただくことを一番の目的としております。増額したことによりまして、市内で使える商品券などを数多くの人に景品や参加賞としてお配りすることも可能となりましたので、ある意味、景気対策としての効果も少なからずはあるのかなとは思っております。

さらに増額させていただくっていうことは大変経済効果があると思いますけれども、健康

増進と感染予防が一番の目的ということで、今回は金額的には妥当であると考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、増額という言葉は、応援として受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、9ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億6,514万6,000円についてであります。これは国の第2次補正予算で地方へ2兆円交付される交付金であります。今回この交付金を財源とした事業と、この交付金はどのような事業に充てることができるのかお尋ねします。

それから、12ページ、人事管理事務費676万5,000円ですが、感染症対策としての分散機能対応のリモートワークに活用できるオンライン環境のためのパソコンなどの購入費用との補足説明ですが、具体的な事業内容と活用方法と財源についてお尋ねします。

それから、17ページ、医療機関支援金給付事業1,540万円ですが、これにつきましては分かりました。ただ、ここで接骨院です、いいですか。接骨院も、あそこでは保険使えるわけですね。そういう中で、なぜ接骨院については対象にしなかったのかお尋ねします。

それから、17ページ、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業1億円についてありますが、これらの具体的な医療機関と空き病床数、それから日数についてお尋ねします。また、それらの金額の根拠についてもお尋ねします。

19ページ、消防防災用備品費338万4,000円についてありますが、具体的な事業内容と財源についてお尋ねします。

それから、19ページ、慰霊碑建設工事432万6,000円について、具体的な事業内容と設置場所等についてお尋ねをします。

それから、20ページ、防災対策整備事業2,082万4,000円について、具体的な事業内容と財源についてお尋ねします。

21ページ、感染症対策・学習保障支援事業4,590万円については、具体的な事業内容と財源についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の、こちらのこの交付金はどのような事業に充てるのかということですが、今回の補正予算に計上いたしましたそれぞれの新型コロナ対策関連の事業に充てることとしております。

どのような事業に充てられるのかということですが、コロナウイルス関連で感染症拡大の予防ですとか、あるいは、今回も出していますけれども、空床確保のための支援金の上乗せですとか、新型コロナ関連に関しまして幅広く使えるような形となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 12ページの人事管理事務費についてお答えをいたします。

購入するのは備品でございますが、パソコンでございまして、ウェブカメラを附属したノート型のパソコン30台を購入いたします。活用につきましては、職員がリモートワークあるいはウェブ会議、そういったもので活用していくってことを考えております。

財源のお尋ねがございましたが、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 接骨院は対象にならないのかということでございます。

今回対象とさせていただいた施設は、医療法に定める病院または診療所、または歯科診療所ということとさせていただきました。

それは、病院、診療所、歯科診療所につきましては、緊急事態宣言発令中であっても、医療提供体制維持のため通常どおりの事業継続が要請されており、この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、終息に向けて、強い使命感を持って医療を提供している医療施設の支援を目的として、対象施設は医療法第1条の5項に定める病院、診療所とさせていただきました。

その中には整形外科は当然含まれております。医療法に基づく医院でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、17ページの新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業についてお答えします。

具体的な医療機関はどこかということですが、現在、コロナの感染症患者を受け入れてい

るのは旭中央病院だけでございます。旭中央病院を対象としております。

それと、期間的にいつまで見るのかという話ですけれども、4月から始まって、4月からは実績がございましてけれども、始まって、今年度いっぱいということを考えております。

それと、病床数の関係ですけれども、現在、千葉県の方は病床の確保計画をフェーズ1から4までの4段階で考えております。現在は、香取海浜医療圏はフェーズの2ということで、それで割当てとして旭中央病院は22床を確保しております。

それと、金額の根拠ですけれども、こちらで病床確保をした場合において、県の方が実施します感染症患者受入れのための空床確保等事業ということで、こちらが一般病床が1日当たり5万2,000円、それとICU、救急が30万1,000円ということで、1日当たり出す予定でおります。それに上乗せということで、2割程度ということで、私どものほうとしては一般病床に5万2,000円の2割程度で1万円、ICUのほうに30万1,000円の2割程度で6万円ということを用意しております。この6万円を22床で3月までということを考えますと、金額的には1億円を超えてきます。ですが、こちら1億円というのは上限として設定しておるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 19ページ、消防防災用備品費338万4,000円についてお答えいたします。

事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症などに対する感染予防強化の資器材購入といたしまして、カプセル型の簡易担架で、内部と外部を特殊ビニールで隔て、対象者、つまり患者さんでありますけれども、患者さんだけを救急車内で隔離できる装置139万7,000円。救急出動中、ウイルスや菌に対しまして、患者さんや救急隊員に悪影響を与えず、菌などを不活化することができる車載用のオゾンガス発生装置86万4,600円。隊員の感染防止用衣服、救急毛布ほかシートなどを殺菌し保管することのできる殺菌線ロッカー、これは紫外線効果によるものですが、112万2,000円であります。

これらを購入することにより隊員のさらなる安全確保を図り、感染拡大を抑止するものがあります。また、次の救急出動準備のための消毒に要する時間も短縮できるようになります。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 19ページの、慰霊碑建設工事についてお答えをいたします。

この事業は、東日本大震災において旭市で犠牲となった方の慰霊と、震災の記憶を後世に継承するため、震災から10年目を迎えることに合わせ慰霊碑を建立しようとするものです。

場所は、いいおかユートピアセンターの敷地内で、現在、飯岡歴史民俗資料館がございますが、これを解体、撤去した跡地を予定しております。

次に、20ページの防災対策整備事業です。

こちらの事業は、避難所における感染症対策の費用を追加計上しようとするものです。

このうち、需用費の消耗品につきましては、テレビの消毒のためのアルコール消毒液などの消耗品購入です。

14節の工事請負費が三つございますが、アンテナ設置工事につきましては、指定避難所の中でテレビのアンテナがないところにアンテナを設置する工事です。電気設備設置工事につきましては、指定避難所の中で停電でトイレが使えないところに、トイレが使えるようにするための排水ポンプを動かす非常用発電機を設置するものです。もう一つ、トイレ改修工事につきましては、これも指定避難所の中で、海上公民館のトイレを、和式の便器6基を洋式化するものです。

17節の備品購入費につきましては、飛沫感染のために避難スペースの間仕切りに使用するパーティションですとか、あるいは、コンテナ型の防災備蓄倉庫を備品として購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、学校教育課から、21ページ、感染症対策・学習保障支援事業について回答いたします。

最初に、財源からお答えいたします。

財源については、学校保健特別対策事業費補助金、補助率2分の1で2,250万円でございます。この補助金は、各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助するというものでございます。あと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から2,340万円を見込んでおります。

次に、具体的な事業内容でございますが、3密を回避して学習するために必要な教材備品、例えば、密集や対面を避けるために、顕微鏡やミシン、ボールなどの購入。それから、フェ

イスシールドやマウスシールド、このようなものをつけて感染症を防ごうと。あるいは、非接触式体温計等々を購入するような予定であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、4時45分まで休憩いたします。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） はい。

○19番（佐久間茂樹） 今回提出されている議案は全部付託案件でございます。課長らを見て、ソーシャルディスタンスも取れていないし、長時間にわたって密の状態が続いています。直ちに議案を付託していただいて、審議をそういうふうをお願いしたいと思います。

皆さん、これ、仮にコロナがあったらクラスターですよ。こんな長い時間、こんな密な状態でやっちゃっていいんですか。

議運でも、議案質疑は極力しないようにという話も出ていたんですよ。

議長権限で直ちに付託してください。審議は委員会をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） では、ただいま、佐久間茂樹議員より発言がありましたけれども、この点について、おはかりしたいと思います。

皆さん、議案質疑、委員会のほうに付託してよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） では、一時休憩します。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時50分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に係る執行部の皆さんだけ残っていただいて、あとは退席をお願いします。

引き続き、議案の……、はい。

○19番（佐久間茂樹） 何かさっき私の発言、声が大きかった、大き過ぎるという話があった、言われたもので、ちょっと耳が遠いせいか分からないんですけども、皆さんを驚かせちゃったんだったらおわびします。

ただ、やはり直ね、コロナが身近に迫ってきているんで、皆さんを見て、もしこれで万が

一そういうことがあったら大変だと、その思いがどんどん込み上げてきたものですから、すみません、ぜひよろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 引き続き、議案の質疑を行います。

◎会議時間の延長

○議長（伊藤 保） おはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（伊藤 保） 引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9ページの臨時交付金7億6,000万円の件でございますが、充当先の事業を見ると、前回の交付金ですか、これから見ますとかなり緩くなっておりまして、新型コロナウイルス感染症に対応した事業でないようにも感じられますが、充当事業についてはどのような理由で決定したのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

交付金の充当事業をどのように決めたかということですが、各課に広くコロナ対策になるようなものを出していただきまして、その中からこの交付金の使用の趣旨に合うものを取捨選択して事業を構成したものでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、19ページの慰霊碑の建設工事ですか。これは補正の予算に

なるわけでございますが、そういうことであれば、なぜ当初予算で組まなかったのか。当初予算のときは全然そういうことは考えていなかったのかどうか。今回急遽何かの都合でそうになったのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 慰霊碑の件についてお答えいたします。

当初予算のときには全く考えていなかったというわけではないのですが、そこまで熟度が達しておりませんでした。そうした中で、今回計上させていただくこととしたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

施設の使用料及び手数料についてです。ここでは施設とごみ袋の料金について質問をいたします。

まず、今回の改正案の中に海上健康増進センターが含まれていますが、その設置目的、それに提案理由として受益者負担の公平性と類似施設との均衡を考慮した料金設定という説明がありましたので、海上増進センターの具体的な改正理由について伺います。

次に、もう一点、ごみ収集袋の料金設定ですが、令和3年4月より東総広域でのごみ焼却施設が稼働予定となっていますので、今回の改正はそのことにより、銚子市、匝瑳市と全て同額の設定であるのか、確認のためお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、今回の改正の関係でお答え申し上げます。

本来、補足説明で当初細かい改正の経緯などを説明する予定でございましたけれども、こういった事情でありましたので、今回補足説明、ちょっと省略させていただきました。申し訳ございません。その辺で、基本的な事項についてを、これは各施設の共通事項になりますので、それで聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、基本的な事項としましては、使用料の算定については施設の維持管理の原価を出しまして、そういったものを直近3か年の平均を割り出しまして、そういったものの一部を利用者に負担していただくことを基本としております。

2点目としましては、維持管理原価の計算方法は、貸切りの利用の場合、1平米当たりの時間当たりの単価だったり、利用面積に乘じたものとしています。不特定多数の方が使用する場合には、利用者1人当たりの管理運営経費を原価というような考え方でおります。

3点目としましては、利用者の負担割合、公共的な施設であれば市が負担する部分が当然多くなります。しかし、公共性の高いものについては利用者負担を下げ、下げた場合には50%程度というようなものです。場合にはよってはそれ以下のものも出ております。

また、公共性の低いものについては、民間がやっけていて、民間のほうで利用できるようなものにつきましては、100%の負担というようなものを基本的な考えとして検討してきたものでございます。

あと、4点目としまして、具体的な見直しの額でございますが、こちらは受益者負担の原則に基づきまして基準使用料というものをを出しまして、それと現行使用料を比較をいたしまして、一定の乖離幅のあるものを対象として、上限のほうを現行料の2倍まで、2倍以内に収めるようなものを目安として設定しました。

また、類似施設というのは、類似施設または近隣団体との比較、そういったものを考慮して使用料を改正するものもでございます。

あと、海上健康増進センターの類似施設ということで考えておりますのは、トレーニングルームというようなことから、そういった部分については総合体育館トレーニングルーム、あとはあさひ健康福祉センター、浜のほうにあります、そういった施設も同じようなトレーニングルームがありますから、そういったところとの統一性、均衡を図ったというようなことでございます。

あともう一点、海上健康増進センターの設置の目的等につきましては、申し訳ございません、今手持ちの資料がうちのほうでありませぬので、もし所管課のほうでお持ちであれば、

所管課のほうで答えていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課のほうからは、ごみ収集袋の料金の設定ということでご質問がございましたので、回答したいと思います。

まず、銚子市、匝瑳市と同額の設定かということでご質問でございますが、これは同額でございます。

このごみ収集袋の料金につきましては、ごみ処理施設の広域化に伴い、東総地区広域市町村圏事務組合で組織する廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、構成3市である銚子市、匝瑳市、旭市でごみ処理手数料の統一を図るため改正するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 海上増進センターの設置目的ということでお答えさせていただきます。

海上増進センターは、15歳以上の方を対象に、運動を通しての健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を目的として運営している施設でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、まず海上健康増進センターの使用料、これは実質値上げについてですが、昨年度の利用人数と収入額を改正後の利用見込み人数と金額を比較して伺います。

次に、ごみ袋の手数料変更についてですが、昨年度の種別ごとの売上げ枚数と収入額を改正後の種別ごとの売上げ見込み枚数と金額、これと比較をして伺いたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 申し訳ありません、手元で資料を見つけておりまして、改正、値上げした前と後の増減の比較というようなことで、利用者の増減については比較というものが、そこまでどのくらい増えるか減るかというのまで、申し訳ありません、想定、今のところしたものがございます。

それであと、費用的なもの、どのくらい増えるのかというようなものもあるんですが、今

探しまして、もう少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 環境課長、準備できましたか。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 昨年度の種別ごとのごみ袋の販売枚数と金額ということですが、手元のほうに今資料がないんですが、30年度の売上げ枚数及び金額ということでしたら分かりますけれども、ただ新しい種別との比較というのは行っていないもので、すみません、資料が整わないので回答が難しいかなと思います。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、申し訳ございません、先ほどの改定に伴う増減額ということで、そちらのほうを回答させていただきます。

海上健康増進センター使用料につきましては、今回の見直しによりまして年間106万円ほど増額になる予定で見込んでおります。

それとあと、施設、利用者の数でございますが、3年分になりますが、28年2万6,735人、平成29年が2万6,106人、平成30年度が2万6,723人で、3か年平均していただきたい2万6,520人ほどご利用いただいているような状況です。

利用料の増によって、利用者のほう、それほど大きく変更はないのかなというようなことで一応検討させていただいて、料金のほうにつきましては、5年前にも書いてあったんですが、そのときにはこの健康増進センターについては、見直しは類似施設のすり合わせということで、大本の原価的なものからの変更というのはなかったかというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ただいまの再質問、しっかりとしたデータをまとめていただいて、改めてしっかりと議会のほうで提示いただけたらありがたいと。時間も押して密になったら困りますので、後日で結構であります。

それでは、通告の規定によりまして、ルールどおりで行ってきましたが、今回の質疑の最後になりますが、まず健康増進センターの使用料、値上げの件です。

当該施設の利用により、健康管理はもとより、高齢者の体力維持にとっても役立ち、病気予防として三大疾病の予防等に大きな効果があるのではないのかなと考えています。そのことで社会保障費、これは医療、介護、福祉といった経費の抑制にとっても役に立ちます。

本市は、高齢期を迎えられた方の公平性をしっかりと検証できているのか甚だ疑問に思うので、病気予防での社会保障費の抑制、これを鑑みた回答を一度求めたいと、そのように思います。

それに、以前、旧市町ごとに行っていた市民懇談会の海上公民館の会場でも同様の市民の声がありました。当該施設には楽しみに利用している高齢者が多くいらっしゃいますので、分かりやすい言葉で答弁いただきたいのと、そのように思います。

次に、ごみ袋の手数料変更についてですが、本市は近隣自治体に比べ焼却施設への直接搬入が大変多くなっています。あさひクリーンセンターの待ち時間や周辺の道路混雑により大変迷惑をかけています。今回の手数料変更により、混雑状況はどのようになるとお考えでしょうか。

この際、ぜひごみ収集の抜本的な改革に取り組むべきではないかと、そういう時期だと思いますので、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） ただいまご指摘をいただきました健康増進のための施設であるのに、料金の改定、そういった面を考慮したのかというようなことでご質問でございました。

そういったものも考えつつ、担当課のほうと協議をし、我々としましては行政改革アクションプランの中で経費のかかる部分、そういったもののご負担をお願いしよう。当然これからこういった施設につきましては維持補修にかなりの経費を要してまいりますので、そういったものに充てさせていただければなということで、施設を今後長い期間市民の皆様にご利用していただけるようなこととするために、そういうものを判断してやらさせていただいたところでございますので、そういった面からひとつご理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 今回の手数料の変更により、直接搬入、現在クリーンセンターが大変混んでいる、その状況を改善できるのかということのご質問だと思います。ご質問というか、それに対して当市の考えということですが、具体的にはまだ手数料改正に伴ってのそういう案というのは、まだ実際のところは検討中でございます。

今回広域になるということで、ほかの匝瑳市、今度中継施設となりごみの受入れをするよ

うになるんですが、その際の搬入方法等につきましては、よく銚子市、匝瑳市を含めて検討して考えていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正でほとんどの金額が上がっていますが、どのような理由で金額を改正したのか伺いたいと思います。

なお、その上で、この値上げによって施設の使用料収入、どのくらい増えるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 先ほど林議員のご質問のときにも一部はお答えさせていただきましたけれども、管理運営にかかる費用、そういったものが発生しておりますので、そういったものを受益者の方に一部負担していただくため、そこで充足率ということで、そういったものを考えた中で料金設定のほうをさせていただいたところでございます。

それとあと、どのくらい増えるのかというようなことでありますけれども、すみません、ちょっとお待ちください。

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時13分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 大変申し訳ありません、書類が乱雑になってしまいました。

どのくらい増えるのか、これは施設全体のものによろしいでしょうか。大きなものでは総合体育館トレーニングルームというのが結構な人数が利用されていて金額が大きいものですから、そちらが1,217万円くらい増えます。それ以外の施設につきましては約500万円くらい

で、トータルで1,770万円くらいを今回の改正よりまして増を見込んでいるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この新型コロナウイルスの関係で経済状況が悪い中で、なぜこのような時期に改正するのか、お尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） この時期になぜ改正を行うのか、その辺も庁内の中では先に送るかどうするかというのは議論させていただきました。

当然、行政改革アクションプランの中で定期的に見直しを行うということで、5年後に、平成30年に検証を行いました。それで31年度、昨年度ですか、昨年度もそういったものを提案する予定ではいたんですけども、内部で検討するのに、調整するのに時間がかかったということで今年度になったような次第であります。

そういった行政改革アクションプランの中では、そういった定期的なものを見直した中で負担をお願いしようというような基本的な方針がありましたので、今回上程させていただいて、来年の4月1日ということでお願いしたところでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 施設の中には市民の憩いの場、ふれあいの場として利用されている施設が多数あるわけですが、市長は常々市民の融和を図る、そういう中で旭市は財政的に問題がなく貯金もたくさんあると言っているわけですが、そのような中で、施設の使用料を値上げしても1,700万円なんですね。なぜ上げる必要があるのか、市長にお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この使用料、手数料の改正の問題、30年に一応、時期として5年経過する31年から少し改定をしようということで進んでいたところでありまして、その中で、昨年やはり31年、2年。

昨年は台風災害がありまして、災害があつて、この時期に上げられるんだろうかと、そういうような話もあつて今年に延びたわけでありまして、今年はまたコロナ禍の中で本当に市内でもいろいろと苦慮していたところでありますけれども、いずれにしても、総

合体育館のトレーニングセンター、利用者も多いわけでありますけれども、新しい機械の購入やら施設の維持管理費、そういったものの莫大なお金がかかるということもありまして、それと同時に、民間のトレーニングセンターと比べて3分の1、4分の1の値段でやっているということもありまして、あそこが最大の値上げのやらなければならないのではないかなというような話になってきまして、それと使用料、手数料、それと同一に5年に一遍くらい見直しをしようというようなことの中で今回提案させていただいたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第13号、工事請負契約の変更について、新庁舎建設工事ではありますが、新型コロナ感染対策として新庁舎の建設費を6,485万6,000円の増額をするものでございますが、答弁漏れのないよう具体的に分けて伺います。

まず1点目は、予定価格に対する落札額と、その落札率。2点目は、今回の増額は予定価格の個別の価格の何%になるのか。3点目は、新型コロナが国内で発生してから緊急事態解除までの月日を時系列でどのようになっていたのか、お尋ねします。4点目は、コロナでの休止は4月26日から5月6日の10日間ということですが、これは市の要請か、また業者からの申入れか、その理由について。5点目は、庁舎完成の時期は今年の12月28日、それが来年3月16日、コロナでの遅れであるかどうかであります。それがなぜ2か月半も延びたのか。6点目は、工程表に対し、工事の進捗状況が毎月業者から工事履行報告書が出るとしています。その中で、7月21日工期延長願が出たということですが、7月の遅れは何%か。それと、発注依頼、進捗率が工程表を上回った月は何か月あるか。また、今年1月から6月までの月ごとの遅れの率をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 質問が多岐にわたりました。一つずつやっていきますが、漏れがありましたら、またご指摘をいただければと思います。

申し訳ありません、予定価格と落札率、いますぐ手元に出てきておりませんので、一番最初のところから止まってしまいました。それと2番目、今回の率、増額分が何%かというようなお尋ねもございました。そんなに全体の中で多くのパーセンテージを占めているほどではございません。1.数%だったというふうに記憶をしております。それと……。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。すみません。今回変更した部分についての最初の設計額に対して、今回の変更分が幾らで、どのくらいのパーセンテージかというお尋ねかと思いますが、申し訳ありません……。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。すみません。個別の形での前と後の数字が今手元にございましたので。すみません。

一番目の質問に戻りまして、すみません、落札率のほうをお答えをさせていただきます。建築工事につきましては、予定価格が38億1,200万円に対しまして、落札率は87.36%でございました。

今、設計を直した部分について、個別の部分につきましては、申し訳ありません、合計しかありませんでしたので、個別、持ち合わせておりませんでしたので保留をさせていただきます。

それと3番目、解除までの月日ということがございました。新型コロナウイルスで、後の質問とも兼ね合ってくるかもしれませんけれども、JVであります奥村・阿部特定建設工事企業体からは4月22日に工事の中断の申入れというのがございました。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。それに基づきまして、一定の期間、工事の休止をいたしまして、その後また再開したというところでございます。

その日にちということでございますよね。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 申し訳ありません、新型コロナについての日本の中での全体の対応

について時系列で把握しておりませんでしたので、今お答えできませんで申し訳ありません。

次に、4番目のご質問で、コロナで4月26日から5月6日まで工事のほうを休止したわけですが、これはさっきちょっと申し上げ始めたところですが、JVの事業者からの要請で行ったものでございます。

それと5番目のご質問、はい。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい、そうです。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 理由でございしますか。理由は、当時新型コロナが流行している真っ最中でございました。ほかの建設業者でも建設現場のほうでコロナの患者が発生したというような状況も出ておりました。幸い旭市の現場では出ておりませんでしたけれども、このまま続けることを非常に危険だという部分もございましたので、休止をしたいということで申入れがあったものでございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。5番目でございしますが、5番目は……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。コロナの理由は直接的には4月の後半から5月の間だけでございますが、その部分だけを理由に遅れたということではございません。

後の部分と関連してまいります。材料であります鉄骨、あるいはそれを造るための高力ボルトというものの需給が逼迫していたという事態がございました。それは少し前に分かっていた部分なのですが、ただ、分かった時点ではまだ工期もだいぶ先までありますので挽回できるのではないかとというように踏んでいた部分もございします。しかし、それに新型コロナが今年になってさらに加わったということで、期間を挽回することは難しくなったということで、表面的にコロナで見た部分はそんなに期間は多くありませんでしたが、鉄骨のほうの材料の調達という部分も含めまして、期間が多くかかったというところでございます。

それと6番目でございします。工程についての進捗率というお尋ねがございました。月ごとということではございましたが、さらにその……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 延期願は4月でございします。延期願、失礼しました、これはコロナでございしますね。7月に工期の延期願ございました。その時点では……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。進捗率は8.7%でございまして、ただ、一番最初に想定した率としては12.6%でございました。それが……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 7月。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。履行表で、今申し上げました12.6というのが一番最初の進捗の予定でしたが、それが実際は8.7という状態でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 遅れがじゃありません。進捗率で申し上げました。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。遅れというのをどういうふうに表現していいかが難しゅうございますが、月日で表現いたしますと、現在延ばしたような形の2.5か月、あるいは3か月近くといたしますか、そんな状態の月日の遅れということになります。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 高橋議員、そこでしゃべっていないで、手を挙げて質問をしてください。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 暫時休憩して、話し合ってください。時間がちょっとたち過ぎますので。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時31分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 混乱して申し訳ありませんでした。

まず7月の進捗のことについてお答えをいたします。最初に予定していた進捗率としましては12.6%でございました。実態としましては8.7%ということで、3.9ポイント遅れている

という状態でございます。

それと、最初工期の中から遅れたとき、あるいは進んだときというようなご質問もございましたが、最初の頃は順調にやっておりますして、進んだ月というのは結果としてはございません。みんなちょっと遅れていたという状態でございます。

それと、1月から6月についての率というのがございましたが、今年の1月からということでございますが、今年の1月でいきますと、一つ一つ申し上げますか。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。1月が一番最初の予定では32.8%。それが25.4%。2月が……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。1月はポイントで言いますと7.4ポイントの遅れということになります。2月は最初の予定に対しては9.8ポイントの遅れ。3月は最初の予定に対して15.1ポイント。4月は最初に対して、すみません、計算ができませんでした。18.2ポイントでしょうか。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 19.2ポイント。失礼しました。

5月が12.6ポイント。6月が、すみません、計算が63ですから、7.6ポイントです。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 7月は先ほど申し上げていないですね。前月ですね。

さっき私、7月、令和元年の7月の数字を申し上げてしまいました。申し訳ありません。令和2年の7月をお望みだったとすればもう一度申し上げます。予定としては68.9%だったものが59.2%ということで、ポイントとしては9.7ポイントの遅れという計算です。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

予定価格に対して87.3%ということで、多分これは業者が予定価格に対して87、まだだいぶ枠があるということで業者が市に要望してきたと思います。

そういう中で、本来であれば、設計は横河ですね。監理監督も横河なんですよ。なぜこの設計と監理監督を別の会社にしなかったのか。そういう中で、市の職員があそこの担当をやったって、これは何の資格も、何が何だか分からない人が、なぜ職員があそこの担当をやっているのか。そういう中で、設計と監理監督をなぜ業者を別にしなかったのか伺います。

そういう中で、ちょっとこれは、今回追加の率は分かりませんが、本来なら当初落札の率と同じにやっているんじゃないかと思うんですね。

また、新型コロナが国内で発生してからの緊急事態解除までの月日を時系列で、私調べたものがありますので説明しますが、1月16日に国内で初めて感染が確認されたわけですね。そして2月27日に小・中・高校に臨時休校、3月23日に市内で初めて感染が確認され、4月7日に7都府県に緊急事態宣言、そして5月25日に緊急事態宣言が解除されたわけです。こういうことになっているわけです。そして、先ほど休止について業者からの申入れということでございますが、建設業法で業者からの申入れが果たして効くのか。私はそれを疑問に思うんですよ。業者からの申入れというのは本来ならないわけです。これは令和2年2月26日に国交省から出ている書類がありますよ。それには契約約款には工事の一時中止は発注者がやるようになっています。

それで、このコロナで4月26日から5月6日まで業者の要請で休んだということですが、今度やっぱり国交省から一時中止の期間は本通知から令和2年3月15日までの間ということで、2月25日、国交省から10日間出ているんですよ。国交省から出ているとおりにこれがやっていけば私は何とも言いません。全然関係ないわけですよ。なぜそういうことになったのか。

そういう中で、資材が遅れた遅れたって、これはやっぱりこっちの進捗が、工事の進捗状況が遅れれば、当然向こうだって今度はそれに合わせて鉄骨の部材を造るわけですよ。何も市に全然関係ない、またコロナにも全く関係ないわけです。そういう中で、なぜ市はこれを業者と話し合いをした、これでは業者の全く言いなりなんですよ。

そういう中で、市長はどういうふうにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 工事の休止については、国交省、国からの指示があつて業者が確かに行政のほうへ相談に行きました。それで、業者のほうの話を聞きながら行政のほうとしてもしっかりとそれは受け止め、大手ゼネコンの面の事業者に対しても国からの指導があつたというようなことでありまして、私どももしっかりとそこのところはどのくらいの工事の休止が必要なのかという部分は協議をしたところでありまして、その結果そういう期間になったということでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、ご理解とかなんとかって、何が何だか分からないで業者の言いなり、これは私はやはり疑問に思った中で、建設課で道路工事でコロナ対策で何かちょっと私も聞いたもので、国交省から出たものが県を通じて建設課へ来ているわけですよ。業者に言われたから私は認めた。全部で幾ら、9,000万円からですよ。何が何だか分からないで、これでは泥棒に追い銭じゃないですか。私は遅れはいいと思うんですよ。なぜ市が払うのか。しかも業者に言われた。私らでも知っていることを執行の皆さんが知らないで、どうせ人の金だから払っちゃおう。こんないい加減なことないんじゃないですか。これ、皆さん方が払うならいいです。市民の汗水垂らした税金なんですよ。その辺、十分認識してくださいよ。

これ、市長も課長も持っているんでしょう、国交省からの。4月なんかに休んだというのは、こんなの理由にならない。国交省からは2月25日に出て、3月5日まではとちゃんとうたってあるんですよ。

そういう中で、市長、どういうふうにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 国交省から通達があったのは4月8日にあったというようなことで、いずれにしても、工期の延長については、コロナの状況の中で業者に言われなくてもそういった検討はしていたところでありまして、その中で適当に事業者が休むのはどのくらいだということ綿密によく計画をして、行政のほうは少し短くしていただいたというようなことも聞いておりますので、そういった部分ではお互いの話合いという部分もあるんだと思います。

国交省からの通達は、そういうような中で、私は4月8日の部分だけ見ていたところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 日付につきましては、今、市長から申し上げたとおり、2月というのもございましたけれども、4月にもう一度国交省から4月8日に出ているというものもございましたので、そういったものを踏まえまして対応しているところでございます。

それと、先ほどご質問の中に9,000万円ぐらい上がってという、業者の言いなりじゃないかというような趣旨のご質問もございましたが、今回の金額の中身は工期を延ばしたものと仕様を変えたということによって金額を変えたもの、両方の面がございます。全部が工期を変更したことというので金額が変わっていない、変わったものではないということは申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

○20番（高橋利彦） 次に、議案第14号工事請負契約の変更について、予定価格に対する落札額、その落札率ですか。そして今回の増額は予定価格の個別価格の何%になるか。そして、これは本来であれば電気工事とか設備、これについては遅れたから何とかということで、発注者が払うという事例は全くこの辺にもありません。

そういう中で、なぜ払うのか。皆さん方は、これは質疑ですから、3回終わったら、あとはということでしょうけれども、この件、議会が通ったら、市民に何て説明できるか私は不安なんです。そういう中で私は今回これを質問するわけでございます。正当な支払いだったら私は何とも言いませんよ。遅れだけなら何とも言いません。これは全く業者の都合で遅れた。先ほど履行表、工程表と比較してかなり遅れている中で、これは市の責任でもコロナの責任でもないわけです。

そういう中で、なぜこれを支払いをするのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 3点のご質問に順番にお答えしてまいります。

まず1点目、予定価格と落札率でございますが、電気工事につきましては、予定価格が6億3,850万円に対して、落札率は80.11%でございました。

2番目の質問で、個別の設計ごとの金額ということでしたが、先ほどの建築のところで申し上げましたが、個別の形での積算を出しておりませんので、答弁のほう、申し訳ありません、できません。

それと3番目、なぜ払うのかという趣旨のご質問がございました。今回、その市が払うというものの大前提としては、契約の約款もございます。国からの新型コロナに伴う工事の遅れ等についての対応というのもございます。あるいは品確法等もございます。そういったものに照らす中で、それは工事業者、受注者のほうの責めに帰すことができないものということで、責めに帰すことができないものについては、発注者であります市のほうで経費を負担するというところで今回提案しているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは国交省から出ているとおりなら問題ないです。しかし、4月8

日に出た、国交省から出ています。ここに持ってきたつもりで持ち合わせしていないんですが、発注者の責任だということはありませんよ。しかし、あくまでも払えということは書いていない。

それと同時に、これは工事が全然遅れていないで、工程表と同じ、もしくはそれより進んでいた中でコロナの影響で遅れたなら、これはやむを得ないと。もう既に一番遅れたのは、ここに国交省から出たのがありますよ。建設工事等の対応ということであります。しかし、ここには払えということは書いていないわけです。

そんな中で、この工程表に対して業者から出た履行で、全部遅れているでしょう。まして今年の2月、3月になったら、まごまごしたら20%も遅れているのがあるんですよ。それが何でコロナの責任か、市の責任かということなんですよ。

これは課長であつたら払えますか。市長であつたら払えますか、市長。市長にお尋ねします。コロナの影響でという理由づけで払えますか。業者が当初から遅れているんですよ。その辺、市長にお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 質疑の途中ですが、ここで18時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時51分

再開 午後 6時 5分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。幾つか申し上げてまいります。

一つは、国交省の通知には払えとは書いていないというようなおっしゃり方がございました。これにつきましては、原因がどうかというところでどうするかということが分かってくるということに考えております。先ほど申し上げましたとおり、原因が受けた側の今回でいえばJV側の責任ではないとすれば、それは発注者である市のほうで払わなければならないとなっておりますので、そういった面で今回追加の議案として提出しているものです。

先ほども少し申し上げましたけれども、全部が工期が延びたということで金額を変えたものではございません。工期が延びたことによって増える部分と、そうではなくて、そもそも

の仕様を変えたということによって金額を増やしている部分がございます。

さらに、もう少し申し上げますと、新型コロナで現場のほうの工事を中断した期間は確かに短うございましたけれども、その前から新型コロナにつきましては、既に国内で蔓延しているといえますか、多く発生しておりましたので、それを考えて業者のほうは慎重に工事を進めていたという面はございました。そういう面はございました。

それと、進捗状況の話について申し上げますと、進捗状況、先ほど月ごとに申し上げてまいりましたが、あの進捗というのは、こちらの建設現場での進捗ということではなくて、それを建設するための材料の進捗等も含めた形での率ということにしておりまして、その中で大きな部分を占めるのが鉄骨の部分の生産ということでございます。それが遅れた理由という部分がございます。それは国内での需給が逼迫していて難しかったということと、それを留めるための高力ボルトもなかなか追いついていない部分がありまして、ですから現場でやる作業が遅れていたということではなくて、そこの下請けといえますか、材料となります鉄骨を造っている部分が遅れていたということで、前段申し上げました進捗率の遅れということにつながっているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長の説明は私は全く納得がいかない。鉄骨が云々と言った。今鉄骨は生産過剰なんですよ。それと同時に、やはり工期というのは、多分今JVで受けている業者が、その鉄骨屋と契約した中でやっている。だから、鉄骨屋も置く場所とかなんとか考えたら、やはりこっちの進捗状況を見ながら、これは一体でやっていると思う。向こうはJVの下請けですからね。一体のものなんですよ。

そんな中で、工事が云々くんぬん言いますけれども、コロナには全然関係ないわけですよ。だって、これ進捗状況、工程表がある、そこに履行表がある。業者はこっちが進んでいる、こっちが遅れている、そんなのは一体の中でやってくるわけですよ。

いずれにしても、コロナで工事が遅れたというのは全くでたらめなんですよ。そうじゃないですか。じゃコロナで、あそこで現場で何かコロナが発症者がいたのか。この履行表を見たら、ずっと正月あたりからかなり遅れているでしょう。正月で、1月7.4、2月9.8、3月15.1、4月になったら19.2、本当にコロナが原因で遅れているなら私も何とも言いませんよ。コロナにかこつけて皆さんは工事代金を市民の貴重な税金を払おうとしているから私は言うんですよ。それが我々議会の役目なんですよ。執行のチェック機関なんですよ。

そこで、先ほどだいが市長、いざれていましたけれども、このコロナの時期と言っていましたけれども、本当にコロナで遅れているのか。なぜコロナを盾に工事代金を業者に払おうとするのか、その辺、市長にお尋ねします。課長は関係ないです。課長は説明員だ。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） コロナの直接の事業者ですか、奥村・阿部のJVのほうに関係がないとは言えないのではないかな。2月から始まったコロナ禍の中、十分注意をしながら工事を進めていく。それと同時に、そういった心配がある作業員は来ない人もいるというようなこともありますし、全体的にコロナの影響が全然ないというようなことは絶対ないと私は思います。

そういったことで、市と国、そして業者、ゼネコン、そういった部分のいろんな機関が相容れるような、そんな状況を作って変更計画を作ったのではないかな、そんなように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第15号、工事請負契約の変更について、機械設備工事の関係でございますが、新型コロナの対策として新庁舎の機械設備工事1,020万8,000円を増額するものですが、そういう中で、コロナコロナと言いますが、どこにコロナの影響が出ているのか。この進捗状況を見た中で、これだけ工事が遅れている中で、コロナの名目で貴重な市民の税金を払ったら市民は何て言いますか。また、我々議会は何て弁明できるのか。議会というのは、執行のチェック機能を持ったのが議会なんですよ。

市長にすれば、提案者ですから、自分の出してきたものを否決されるということは不信任にも値するわけです。自分のメンツと、それから市民の税金を払う、どっちが大事なのか、その辺、市長にお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工程等の部分のご質問もございましたので、私のほうからお答えいたします。

まず、コロナだけで延びたということは私は申し上げておりません。コロナも一つでございます。その前に申し上げた鉄骨、あるいはそれを留めるための高力ボルト、それが市場の中で逼迫していたという事態があつて、それによって延びていて進捗率も下がっているということを申し上げましたので、そこはご理解をいただきたいと思います。

提案した理由の中にコロナということも申し上げましたが、コロナだけで上げているということではないということをご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。前、作っていたときの市場の関係の新聞等も見ておりましたが、それ今記憶ということになってしまいましたが、状況が逼迫しているというのは、そのとき承知しておりました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の工事について、全くコロナが影響ないとは私は思っていないところでありまして、そういった関連のいろんな影響下の中で契約の変更、そういったものは出るということは、しっかりその原因がしていれば支払わなければならないんじゃないかなと、そんなような思いでいるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれはここで話をしても、同じことの繰り返しなんですよ。コロナが発生してそういう状況であれば、私は何とも言いませんよ。工事業者からの履行表を見たら、これは市民に渡して、これはコロナで工事が遅れますよと言って、市民に説明がつきますか、この遅れを見て。市長の立場でなくて、この数字を見て、コロナで遅れたんだからといったって、20%も遅れているのをコロナのせいにできますか。

市長より我々のほうが住民に対して接した中で説明もしなくちゃならないわけですよ。ここにいる議員の皆さん、そうですよ。何て説明できますか。その辺、十分踏まえた中で、この議案、今後通すか通さないか、何も今から引っ込めても問題ないわけですよ。引っ込められないということは、それだけに業者に義理があるということです。それでなくても旭市はいろんな問題を抱えているところですから。まだ日にちはあるんですから、市長、十分この議案を通すか通さないか考えていただきたいと思います。

そういう中で、市長の答弁をもらいます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、いろんな状況、市といろんな協議をして工程も進めているところでありまして、そういった中で工期が延長したということの中で、大きな要因の一つにコロナ禍の中、半年以上もコロナ禍が続いているわけでありまして、今第2波とも言えるべき、近隣でも旭市でも再発症しているところでもあります。

そういった中で、工事が遅れてしまったということは、コロナに影響することがだいぶあると、そのような思いでいるところでもありますので、この13号、14号、15号は予定どおり提案させていただきたい、そのように思っているところでもあります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは市長の考えで、しかし、議員が困らないように市長は対応していただきたいと思います。

そういう中で、いずれにしても、よくコロナコロナだと言いますけれども、さっき階段のところで私は進捗率を知らなかった、これはあまりにも責任逃れなんです。市長が知らないはずないです。全部部下は……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 報告を受けないというのは、それは責任逃れの一言に尽きますよ。それでは、前にもどこですか、津波避難道路の問題でいろいろ、やっぱり俺は知らなかったって話が出たということでございますが、あんな津波避難道路、そこにファームポンド、いろいろ問題あった中で、俺はそんなの職員から聞いていなかった。それは、その辺……。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員、今ね……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） じゃいい。それならね、いずれにしても、市長、責任逃れはしないでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長(伊藤 保) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(伊藤 保) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任すること

に決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名します。

総務常任委員会より、島田和雄議員、宮澤芳雄議員、平山清海議員。

文教福祉常任委員会より、宮内保議員、米本弥一郎議員、片桐文夫議員。

建設経済常任委員会より、木内欽市議員、向後悦世議員、遠藤保明議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(伊藤 保) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 6時24分

再開 午後 6時40分

○議長(伊藤 保) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（伊藤 保） 日程第 5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に向後悦世議員、副委員長に宮内保議員。

以上のとおりであります。

◎日程第 6 常任委員会議案付託

○議長（伊藤 保） 日程第 6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 9 号から議案第 17 号までの 9 議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表 1 の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 7 常任委員会請願付託

○議長（伊藤 保） 日程第 7、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 4 号の 1 件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 4 号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表第 2 の請願の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は9日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時41分